

令和 8 年第 2 回定例会

白 子 町 議 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 5 日 開会

令和 8 年 6 月 5 日 閉会

白 子 町 議 会

令和8年第2回白子町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月5日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○表彰式	3
○開会の宣告	3
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期日程等の議会運営について	4
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○請願第1号及び請願第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	7
○承認第1号及び承認第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○報告第1号～報告第3号の一括上程、説明	21
○一般質問	24
前 田 充 浩 君	24
秋 葉 広 行 君	29
大多和 正 之 君	33
大 塚 貴 充 君	38
高 山 隆 一 君	44
酒 井 良 信 君	48

市川隆子君	58
○追加日程の件	69
○発議案第1号及び発議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	69
○閉会の宣告	71
○署名議員	73

令和 8 年第 2 回白子町議会定例会会議録

議 事 日 程（第 1 号）

令和 8 年 6 月 5 日（金）午前 10 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第 7 請願第 2 号 「国における 2027 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第 8 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて（白子町税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第 9 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて（白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第 10 議案第 1 号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 11 議案第 2 号 令和 8 年度白子町一般会計第 1 回歳入歳出補正予算について
- 日程第 12 報告第 1 号 令和 7 年度白子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 13 報告第 2 号 令和 7 年度白子町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 14 報告第 3 号 令和 7 年度白子町ガス事業特別会計予算繰越計算書について
- 日程第 15 一般質問
- 追加日程第 1 発議案第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書
- 追加日程第 2 発議案第 2 号 国における 2027 年度教育予算拡充に関する意見書

本日の会議に付した事件

日程第 1 から追加日程第 2 まで議事日程に同じ

出席議員（１４名）

１番	大塚貴充君	２番	前田充浩君
３番	秋葉広行君	４番	高山隆一君
５番	長島誠一君	６番	今井滋則君
７番	大多和正夫君	８番	梅澤哲夫君
９番	宗島理仁君	１０番	酒井良信君
１１番	今関勝巳君	１２番	大多和正之君
１３番	大多和秀一君	１４番	市川隆子君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	緑川輝男君	教育長	太田和晴彦君
総務課長	齊藤貴人君	企画財政課長	齊藤雄君
税務課長	田邊健治君	建設課長	石井宏樹君
産業課長	田邊治幸君	商工観光課長	北田和弘君
健康福祉課長	片岡秀樹君	環境課長	金坂潤一君
住民課長	増井角栄君	ガス事業所長	緑川栄治君
会計管理者	三橋富子君	教育課長	佐藤尚之君
生涯学習課長	高橋庸行君	学校給食センター所長	緑川昌一君

事務局職員出席者

議会事務局長	渡邊昭	書記	長谷川由紀
書記	篠崎勇祐	書記	畠山優也
書記	篠崎稜	書記	高橋聖矢

◎表彰式

○議長（宗島理仁君） 開会に先立ち、ただいまから千葉県町村議会議長会表彰規程に基づく表彰の伝達式を行います。

去る6月1日に開催されました千葉県町村議会議長会定例会において、地方自治に功労があった町村議会議員として、酒井良信君が自治功労者表彰を受賞されました。

これより表彰の伝達を行います。

酒井良信君、演壇の前までお進みください。

（表彰状伝達 拍手）

ここで、受賞された酒井良信君から発言の申出がありました。これを許します。

10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） 壇上から恐縮ではございますが、皆様に一言御礼を申し上げます。

このたび千葉県町村議会議長会より自治功労賞表彰の栄を賜りました。これもひとえに、議員各位もとより、地域住民、有権者の皆様、町執行部のご支援、ご協力のたまものであると心から感謝申し上げます。

初当選以来、議員在職18年が経過したところでありますが、今回の受賞を契機に、さらなる町の発展のため、誠心誠意努力していくことをここに誓うものであります。

今後とも、議員各位並びに執行部の皆様のより一層のご指導、ご鞭撻を心よりお願い申し上げます。お礼の挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（宗島理仁君） 酒井良信君、誠におめでとうございました。心からお祝い申し上げます。

以上で表彰の伝達式を終了いたします。

開会 午前10時03分

◎開会の宣告

○議長（宗島理仁君） これより令和8年第2回白子町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（宗島理仁君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（宗島理仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、1番大塚貴充君、2番前田充浩君を指名いたします。

◎会議日程等の議会運営について

○議長（宗島理仁君） 日程第2、会議日程等の議会運営について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、今関勝巳君。

○議会運営委員長（今関勝巳君） 酒井良信議員におかれましては表彰受賞、誠にありがとうございます。

改めまして、皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、お忙しい中ご参集いただき、誠にご苦労さまでございます。

それでは、去る5月27日に開催されました議会運営委員会における協議の概要について報告させていただきます。

まず、今定例会に上程されます町長提出案件は、承認案件2件、和解案件1件、補正予算1件、報告案件3件の計7件であります。また、請願2件、陳情が1件あり、一般質問は7名の方から通告がありました。

以上のことを踏まえ協議した結果、本定例会の会期は本日6月5日の1日と決定いたしました。

議員各位におかれましては、この会期日程にご賛同いただき、円滑にして効果的な議会運営ができますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎会期の決定

○議長（宗島理仁君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（宗島理仁君） 日程第4、諸般の報告を申し上げます。

議長の出席要求に対する出席者については、お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、監査委員から例月現金出納検査及び住民監査請求の結果通知がありました。

また、陳情書の提出についても、お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、長生郡市広域市町村圏組合議会から令和8年度予算の概要について報告がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（宗島理仁君） 日程第5、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 皆さん、おはようございます。

5月に入りまして、暑い日や寒い日、雨が続くなど、寒暖差の激しい天候不順が続いております。大型の台風6号に伴い、2日の正午に防災無線にて台風接近の注意喚起を放送し、午後3時から自主避難所の開設を行い、水害防止のため、各排水機場の清掃及び点検、仮設

ポンプの準備などをいたしました。2日の夜から3日にかけて、暴風警報や波浪警報、大雨注意報が発令されましたが、安全体制を取っての町内パトロールの実施、自主避難者は2世帯4名、道路冠水が4か所、倒木が1か所の状況であり、3日の午後には、自主避難者は帰宅、道路冠水や倒木は撤去等対応済みとなりました。

今年も異常気象への心配が出てきそうですが、議員各位におかれましては公私ともご多用の中、第2回議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、酒井議員におかれましては、特別自治功労者表彰の受賞、大変おめでとうございます。今後も経験と実績を生かし、なお一層のご活躍と、まちづくりに対しまして格別なるご支援をお願い申し上げます。

次に、私ごとで恐縮ですが、昨年6月19日より新たに町政を担わせていただいてから、早いもので1年がたとうとしております。就任以来、この1年間、町民の声をしっかり聞くことに努め町政に反映させるよう、地域の課題解決や暮らしやすいまちづくりに取り組んでまいりました。

町民の皆様との対話を重ねる中で、多くの学びと気づきをいただいた1年でもありました。

これからも初心を忘れず、公平公正な町政運営に努め、町民の皆様とともに歩んでまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

本年3月4日に、車を運転中に子供の姿を見かけたら、運転手は速やかに減速し、子供たちが安全に安心して通行ができるように、できるだけゆっくりした速度で通り過ぎる「Slow for Kids宣言」を行いました。

保育所や小中学校の保護者、広報しらこやホームページ等で周知しておりますが、今月にはマグネットシールの啓発物資を配布し、より多くの方々に交通安全の意識を高めていただき、町内はもとより長生地域全体で子供たちの安全と安心を守る取組を推進してまいります。

続きまして、白子町のブランド品である白子たまねぎのイベント事業として、第23回おいしき一番「白子たまねぎ」祭りが5月10日に開催されました。

タマネギの販売はもとより、タマネギのつかみ取りや町内の個人や商店、団体が地元特産品の販売を行い、また、多くの模擬店が出店しにぎわいを見せ、来客数も約1万人と白子たまねぎのブランドイメージをさらに高めることができました。

次に、スーパーマーケット誘致につきましては、3月に開催された第1回議会定例会でも一般質問がありましたが、町長就任以降知人や関係者からスーパー事業者の紹介を受けて、

相談や企業訪問をして、それぞれ対応しております。しかしながら、人口規模や周辺店舗との距離、年間売上見込額などの商圈調査の結果、出店は難しいとの回答を複数の事業者からいただいておりますが、引き続き粘り強く誘致活動を行ってまいります。

小学校統合事業につきましては、校舎建築の基本設計を行っておりますが、今月中に仮称ですが、小学校統合準備委員会を立ち上げ、開校に併せて諸課題を解決しながら進めていく予定でございます。

また、町所有の公共施設等の利活用や今後のまちづくりを検討するプロジェクトチームを発足する予定でもあります。

房総半島東方沖地震ほか2つの地震被害を想定した発表が5月27日に報道発表されました。非常に厳しい内容であり、特に津波による甚大な被害が数値化されたことから、津波に対する備えの大切さと難しさを改めて感じました。

一方、町では、房総半島沖の地震の津波より高い最大クラスの津波、約12.1メートルであります。それに対する備えを積み上げてきておりますので、今回の調査結果を冷静に受け止め、町の防災計画においても必要な改善を進めてまいります。

最後になりますが、第2回議会定例会におきまして、専決処分事項の承認、損害賠償の額の決定及び和解、補正予算、繰越明許費、繰越計算書などについて上程させていただきましたので、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（宗島理仁君） これで町長の行政報告を終わります。

◎請願第1号及び請願第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宗島理仁君） 日程第6、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書及び日程第7、請願第2号 「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を一括議題といたします。

紹介議員より趣旨説明を求めます。

請願第1号及び請願第2号について。

1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） それでは、請願第1号についてご説明申し上げます。

請願第1号、令和8年5月30日受理。

請願名、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

請願者、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、船橋紀美江。

紹介議員、大塚貴充。

白子町議会議長、宗島理仁様。

趣旨といたしまして、義務教育は、憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。我が国の持続的な成長、発展を支えるのは、未来を託された子供たちであり、その人材育成のための第一歩である義務教育の充実、強化は白子町にとっても最重要課題であると認識しています。

小学校の統合を進める白子町では今後の財政的負担も大きく、義務教育費の国庫負担制度は必要不可欠であり、義務教育の水準に自治体間で格差が生じてはなりません。

よって、本件の義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願に賛意を示し、紹介の任を務めることといたしました。

議員各位のお手許に資料として請願書全文の写しを添付してありますので、長文ではありますがご高覧いただき、この請願の趣旨にご賛同の上、採択賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、請願第2号についてご説明申し上げます。

請願第2号、令和8年5月30日受理。

請願名、「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

請願者、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、船橋紀美江。

紹介議員、大塚貴充。

白子町議会議長、宗島理仁様。

趣旨といたしまして、教育は我が国及び白子町の将来、未来を担う子供たちを心身ともに健全に育てるという大切な使命を負っており、本格的な少子化を迎えている現状において、教育の重要性は一段と増しております。

白子町においても、子供たちの安全・安心はもちろんのこと、教職員の働き方改革、保護者の教育費負担の軽減、施設設備の充実などは喫緊の課題であると認識しています。

よって、子供たちの教育環境を充実させるためにも十分な予算を確保してほしいとの思い

から、本件の「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願に賛意を示し、紹介の任を務めることといたしました。

議員各位のお手許に、資料として請願書全文の写しを用意してありますので、長文ではありますがご高覧いただき、この請願の趣旨にご賛同の上、採択賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 以上で趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書については、会議規則第91条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について、原案に賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

請願第2号 「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書については、会議規則第91条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これ

にご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、請願第2号 「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第2号 「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について、原案に賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

◎承認第1号及び承認第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宗島理仁君） 日程第8、承認第1号 白子町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分事項の承認を求めることについてないし日程第9、承認第2号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分事項の承認を求めることについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） それでは、今議会に提案いたしました各議案について説明いたします。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（白子町税条例の一部を改正する

条例の制定) について緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年6月5日提出、白子町長、緑川輝男。

次に、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて(白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定) について緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年6月5日提出、白子町長、緑川輝男。

承認第1号及び承認第2号については、税務課長から内容を説明いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(宗島理仁君) 続いて、内容説明を求めます。

承認第1号及び承認第2号の内容説明について。

税務課長、田邊健治君。

○税務課長(田邊健治君) 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて(白子町税条例の一部を改正する条例の制定) についてご説明申し上げます。

05、提出議案説明資料により説明させていただきますので、資料1ページのほうですが、よろしくお願いいたします。

専決処分の理由ですが、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律その他関係する政令及び省令が令和8年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、これら改正法等との整合性を保つため、当該条例について改正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

今回の主な改正の内容ですが、まず、軽自動車税関係についてですが、軽自動車税(環境性能割)の廃止に伴いまして、軽自動車税(種別割)の名称を軽自動車税に改めるほか、第80条をはじめ関係する条文の規定の整備を行うものでございます。

次に、個人町民税関係についてですが、個人町民税における住宅借入金等特別税額控除について、附則第7条の3において適用期限を5年延長し、令和12年までに居住を開始した場合に適用することといたします。

また、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、附則第19条の3を追加し、特定暗号資産を譲渡した場合における事業所得、譲渡所得及び雑所得について他の所得と分離して、100分の3の税率により所得割を課す等の規定の整備を行うものでございます。

次に、固定資産税関係ですが、固定資産税の免税点について、第63条におきまして、家屋を20万円から30万円に、償却資産を150万円から180万円にそれぞれ引上げ改正を行います。

また、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について、附則第10条の2において町で定める割合（わがまち特例）の拡充を行います。

また、多数の人が利用する特別特定建築物のバリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置について、わがまち特例の割合3分の1を設定いたします。

また、新築住宅等に対する減額措置について床面積要件の見直しを図るとともに、特例措置の適用期限を5年間延長いたします。

その他、納税証明事項、給与所得者及び年金等受給者の扶養親族等申告書事項、個人町民税の課税の特例事項等について、法律等の改正に合わせて所要の改正を行うものでございます。

施行日は令和8年4月1日からとするほか附則第1条各号で定める日といたします。

なお、資料といたしまして、06、新旧対照表を添付してございますのでご参照いただければと思います。

以上で、専決処分いたしました白子町税条例等の一部を改正する条例の内容説明を終わります。

続きまして、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）についてご説明申し上げます。

同じく提出議案説明資料により説明させていただきますので、2ページからをお願いいたします。

専決処分の理由ですが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

今回の改正の内容ですが、3月議会においてご承認いただきました子ども・子育て納付金分を含めまして、国民健康保険税の課税限度額及び減額措置等の改正を行うものでございます。

まず、第2条において、国民健康保険税の課税限度額について改正を行います。記載の表のとおりですが、国の標準に合わせ基礎分の課税限度額を66万円から67万円に引き上げ、また、子ども・子育て納付金分の課税限度額3万円を新設し、合計で113万円とするものでございます。

次に、第23条において国民健康保険税の減額について改正を行います。

5割軽減について基準額43万円に追加される被保険者数1人当たりの加算額を30万5,000円から31万円に、2割軽減について同様に被保険者1人当たりの加算額を56万円から57万円にそれぞれ増額するとともに、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額1,700円及び18歳以上被保険者に係る子ども・子育て納付課税額200円について、7割、5割及び2割全てに、それぞれ軽減額を新設したところでございます。

また、未就学児及び出産被保険者に対しての減額措置を、同じく子ども・子育て納付金課税額についても新設するほか、18歳未満被保険者に対して当該被保険者均等割額に相当する額を減額するものでございます。

施行日は、令和8年4月1日です。

また、資料として、同じく06、新旧対照表を添付してございますのでご参照いただければと思います。

また、本改正の内容につきましては、本年2月26日に開催されました国民健康保険運営協議会において協議済みであることを申し添えます。

以上で、専決処分しました白子町健康保険税条例の一部を改正する条例の内容説明を終わりといたします。

承認第1号及び第2号につきまして、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宗島理仁君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより、承認第1号 白子町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分事項の承認を求めることについて、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分事項の承認を求めることについて、質疑を行います。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 限度額が上がることによって、連続する限度額の引上げになるわけですが、今回の改正による影響世帯数及び影響額について伺います。

それから2点目として、新たに設けられます子ども・子育て支援納付金について、町の被保険者への影響について伺います。

○議長（宗島理仁君） 当局の答弁を求めます。

税務課長、田邊健治君。

○税務課長（田邊健治君） それでは、市川議員の質問について答弁させていただきます。

まず、限度額の改正に伴う影響額ということですが、今回の引上げに伴う影響額ですが、令和7年の直近の課税の状況で試算をさせていただきました。18世帯の方が今回該当となっておりまして、影響額は約14万9,000円の増が見込まれているところでございます。

また、子ども・子育て納付金の新設に伴う課税の見込みということですが、創設に伴う課税見込額、所得割、均等割額及び18歳以上の均等割合わせて790万円程度を見込んでおるところでございます。

なお、18歳未満被保険者数のほうですが189人、減額措置額1,700円掛ける189ということで32万1,000円ほどの金額が減額措置となる予定となっております。

なお、その総額ですが、18歳以上均等割額として200円、18歳以上の被保険者の方々に負担をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（宗島理仁君） ほかに質疑ありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 承認第2号について反対の立場から討論します。

本件は地方税法等の改正に伴い国保税の課税限度額を引き上げるとともに、低所得世帯に対する軽減措置の見直しを行うものです。

低所得世帯の負担軽減については、生活を支える観点から必要な措置であり、理解するものです。一方で、今回の改正では基礎分の課税限度額が引き上げられ、さらに子ども・子育て支援金分の課税限度額が新たに設けられるなど、国保加入世帯の負担増につながる内容が含まれています。対象となる世帯は限られていることは承知していますが、物価高騰が続き、あらゆる世代が生活への負担を感じている中で、保険税の引上げを伴う改正については賛成することはできません。

国保税制度の安定運営は重要ですが、雇主負担のない制度ですので、そのための財源確保を加入者負担増として求めるのではなく、国によるさらなる財政支援が必要であると考えます。

以上により、本承認の認定については反対します。

○議長（宗島理仁君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

承認第2号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分事項の承認を求めることについて、原案に賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宗島理仁君） 日程第10、議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 引き続き、提案いたしました議案について説明いたします。

議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解について。

詳細は総務課長より内容を説明いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第1号の内容説明について、総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） 議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解について、内容説明いたします。

05、説明資料の4ページをご覧ください。

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

本件の概要は、令和8年4月12日午後1時頃、町が管理している白子自然公園敷地内剃金駐車場内においてU字溝が破損していることが原因により、賠償の相手方である千葉県習志野市在住の方の車両がU字溝のグレーチング上を通過時にグレーチングが外れた反動で、当該車両のフロントの下まわりが損傷した事故であります。この物損事故について損害賠償の額の決定をし、和解するものとなります。

和解及び損害賠償額の内容については損害賠償の額が26万1,415円を支払うこと。それから、示談成立後は一切、異議申立て、請求を行わないという内容でございます。

なお、損害賠償金は全額、全国町村会総合賠償保険で対応するため、町の実質的な支出はございません。

なお、04、承認・議案・報告の17ページに事故の概要、和解の概要を記載してありますので、ご参照をお願いします。

以上で、議案第1号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宗島理仁君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより、議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解について、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(宗島理仁君) 日程第11、議案第2号 令和8年度白子町一般会計第1回歳入歳出補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長(緑川輝男君) 引き続き、提案いたしました議案について説明いたします。

議案第2号 令和8年度白子町一般会計第1回歳入歳出補正予算について。

これは企画財政課長より内容を説明いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(宗島理仁君) 続いて、内容説明を求めます。

議案第2号の内容説明について、企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長(齊藤 雄君) それでは、議案第2号 令和8年度白子町一般会計第1回歳入歳出補正予算について内容説明をいたします。

ファイル07、一般会計、R08、第1回補正予算書の2ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,739万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ56億7,739万4,000円とするものでございます。

初めに歳出より、主なものにつきましてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

2款総務費、1項6目企画費は、地域公共交通事業において、国土交通省関連補助金を活用し、住民の移動手段を将来にわたって確保、維持するための実証実験等を実施するため、地域公共交通確保維持改善事業委託料2,200万円などを追加するものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費は、農業振興事業において補助事業変更に伴い、

農地利用効率化等支援交付金を1,500万円減額し、地域農業構造転換支援事業補助金1,946万7,000円を追加するものでございます。

また、新規就農者育成総合対策事業につきましては、対象事業者の追加に伴い、経営発展支援事業補助金及び世代交代初期投資促進事業補助金をそれぞれ375万円増額するものでございます。

5目農地費は、鉍毒対策事業に係る農業用水送水管修繕工事費173万4,000円などを追加するものでございます。

以上が歳出の主なものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、7ページにお戻りください。

16款県支出金、2項4目農林水産業費県補助金は、農地利用効率化等支援交付金1,500万円を減額、地域農業構造転換支援事業補助金1,946万7,000円を追加し、経営発展支援事業補助金及び世代交代初期投資促進事業補助金をそれぞれ375万円増額するものでございます。

20款繰越金、1項1目の繰越金は942万7,000円を追加し歳出を賄う財源とするものでございます。

21款諸収入、4項4目雑入は、地域公共交通確保維持改善事業補助金1,600万円を追加するものでございます。

以上が歳入の主なものとなりまして、議案第2号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより、議案第2号 令和8年度白子町一般会計第1回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 8ページのところの委託料、地域公共交通確保維持改善事業委託料のところですが、2,200万円という額が委託されてきますけれども、実証実験を伴うものというふうに説明がありましたけれども、まずは、どんな実証実験が行われるのかということが1点。それから、これを生かしてこの地域の公共交通の維持にどんな方法で進めていくのかをお伺いします。

○議長（宗島理仁君） 答弁を求めます。

企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） 今回計上させていただきました補正予算の内容につきまして、

大多和議員のご質問にお答えいたします。

どのような実証実験ということでございますが、こちらは町の公共交通計画に基づきまして地域住民の移動手段を将来にわたって確保、維持するために、学校統合により実施するスクールバスの有効利用も視野に入れながら、高齢者の健康づくりや多様な移動需要に対応したオンデマンド型の交通の導入や、モビリティハブなどの実証を含めたもので実施していきたいというふうに考えております。

これにつきましては、国庫補助の申請手続中で、現在内容を精査している段階ではございますが、実証実験につきましては、以上ようになります。

以上です。

○議長（宗島理仁君） いいですか。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） もう一点、これを受けて今後どのような活用をというふうなところがちょっと漏れておりましたけれども、実際にスクールバスを想定しながらこういうものを進めていくというふうにありましたけれども、これまだスクールバスがない状態で、それで実証実験になるのか、これは。というふうなところもありますし、オンデマンドといってもどんな形のオンデマンドにするのか、どんなモビリティにするのかというところが見えてこない中での2,200万円ですけれども、これについての根拠をもう1回お聞きします。

○議長（宗島理仁君） 企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、第1回目の質問が漏れていましたことは申し訳ございませんでした。

実証実験を行いまして、今後どのようなこととありますけれども、地域にある資源等を活用しながらというところで、民間事業者が持っているバスとかを活用しながらそういったものが動かせないかというところを、実証実験を含めながら検証していくというところでございます。

どのようにということでございますが、それをA I オンデマンドとかそういったものを導入しながら、運行管理とかも含めて、そこについても実証実験というふうになります。

スクールバスに関しましては、まだご指摘のとおり決まっておりませんので、そういったものも含めながら、モビリティハブとか、地域の拠点とか、乗降場を学童が集まるような場所も含めて検討していきたい。そういったものを検討した中で、その場所を拠点として動いてみるというところが今回の実証実験になります。ですので、どのような形というのは、こ

れからになりますけれども、地域の資源を活用しながら、どのような形で白子町の交通空白地を埋めていけるかというところを実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） もう一回確認しますけれども、これを今年の事業で組まれたものなんですか。それで、この2,200万円の使い道というのか、これがどのように細分化されているのかがちょっとよく分からないんですけれども。実際にどんな形で、じゃ、これ今年度単年度のものなのか、あるいは継続事業なのか、それを含めてもうちょっと具体的に計画されているはずですので、答弁いただければと思います。

○議長（宗島理仁君） 企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

2,200万円の内訳といたしましては、広報活動だとか環境整備だとか、そのようなところを、あと、オンデマンドシステムの導入に係る経費、あとは実証実験でモビリティハブという交通結末点に設備を置いてみるというところになります。

こちらの補助事業は、これから採択されれば単年度で実施する予定になります。結構タイトになると思いますけれども、公共交通計画をさらに推進するために進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宗島理仁君） ほかに質疑ありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（宗島理仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第1号～報告第3号の一括上程、説明

○議長（宗島理仁君） 日程第12、報告第1号 令和7年度白子町一般会計繰越明許費繰越計算書についてないし日程第13、報告第2号 令和7年度白子町一般会計事故繰越し繰越計算書についてないし日程第14、報告第3号 令和7年度白子町ガス事業特別会計予算繰越計算書について報告を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 引き続きまして、提案いたしました議案について説明をいたします。

報告第1号 令和7年度白子町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第2号 令和7年度白子町一般会計事故繰越し繰越計算書について、これは企画財政課長から内容説明いたします。

次に、報告第3号 令和7年度白子町ガス事業特別会計予算繰越計算書について、これはガス事業所長から内容説明いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 続いて、内容説明を求めます。

報告第1号及び報告第2号について、企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） 報告第1号 令和7年度白子町一般会計繰越明許費繰越計算書について内容説明をいたします。

ファイル04、承認・議案・報告の19ページをご覧ください。

本件につきましては、令和8年3月の第1回議会定例会などにおきまして年度内の事業完了が困難として繰越明許の承認をいただきました事業について調整を行い、地方自治法施行

令第146条第2項の規定によりまして報告するものでございます。

それでは、令和7年度白子町一般会計繰越明許費繰越計算書に従いまして説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、一般管理事業33万円は代理弁護士へ書類作成などを委任する必要が生じたため、令和8年1月補正予算で計上し一部翌年度へ繰越したものです。令和9年3月末の完了を予定しております。

同じく総務管理費、移住定住施策推進事業400万円は移住定住施策事業用地取得事務を進めるに当たり9月補正予算に計上し、翌年度に繰越したものでございます。令和9年3月末の完了を予定しております。

同じく総務管理費、町民生活支援商品券配布事業1億1,007万8,000円は地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受ける地域住民及び地域事業者の支援を目的として1月補正予算に計上し、一部翌年度に繰越しをしたものでございます。令和8年12月末の完了を予定しております。

同じく総務管理費、防災行政無線維持管理事業2億7,060万円は防災行政無線屋外拡声子局更新工事を実施すべく当初予算で計上し、一部翌年度に繰越したものでございます。令和8年6月末の完了を予定しております。

同じく総務管理費、情報化推進事業303万6,000円は戸籍附票システムの標準化事業を実施するに当たり当初予算に計上し、国の経過措置に基づく作業期間の延長に伴い、一部翌年度に繰越したものでございます。令和9年3月末の完了を予定しております。

3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳総務事業184万8,000円は国の令和7年度補正予算成立に伴い対応するため3月補正予算で計上し、翌年度へ繰越しするものでございます。令和9年3月末の完了を予定しています。

3款民生費、1項社会福祉費、ふれあいセンター維持管理事業1,622万円は関ふれあいセンター空調機器更新のため9月補正予算で計上し、翌年度に繰越したものです。令和8年7月末の完了を予定しております。

同じく民生費、2項児童福祉費、物価高騰対応子育て応援手当支給事業106万2,000円は1月補正予算で計上し、一部翌年度に繰越したものでございます。令和8年9月末の完了を予定しております。

6款商工費、1項商工費、DMO活動支援事業1,042万4,000円は3月補正予算で計上し、翌年度に繰越したものです。令和9年3月末の完了を予定しております。

9款教育費、2項小学校費、小学校施設整備事業656万7,000円は、1月補正予算に計上し、翌年度に繰越したものです。令和9年9月末の完了を予定しております。

10事業合わせた翌年度繰越額の総額は4億2,416万5,000円となり、その財源内訳は表に記載したとおりでございます。

以上で、繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

続きまして、報告第2 令和7年度白子町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

同じくファイル04、承認・議案・報告の21ページをご覧ください。

令和7年度一般会計におきまして年度内に事業が完了できなかったため、地方自治法施行令第150条第3項の規定により事故繰越しにより繰越しせざるを得なくなりました事業について報告するものでございます。

3款民生費、2項児童福祉費、子ども第三の居場所事業2,500万円は、NPO法人の設立及び建設予定地の登記に不測の時間を要したことにより建設着手時期が遅延し、事業完了することができなかったため、翌年度に繰越したものでございます。

以上で、事故繰越し繰越計算書の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 続いて、報告第3号について。ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） それでは、報告第3号 令和7年度白子町ガス事業特別会計予算繰越計算書について内容説明をいたします。

ファイル番号04、承認・議案・報告の22ページをご覧ください。

報告第3号 令和7年度白子町ガス事業特別会計予算繰越計算書について。

この報告は地方公営企業法第26条第1項の規定に基づく繰越しにつき、同条第3項の規定により報告するものです。

それでは、23ページの繰越計算書に従いましてご説明をいたします。

1款1項建設改良費、事業名、ガス経年管整備事業、令和7年度予算計上額6,604万円、うち支払額2,644万7,228円を年度内に支出し、不用額772円を差し引いた3,959万2,000円を地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越したことを報告するものです。

繰越しの理由といたしましては、工事内容等の調整に日時を要し適正な工期を確保することが困難となったことによるものです。

以上で、報告第3号 令和7年度白子町ガス事業特別会計予算繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告されました。

◎一般質問

○議長（宗島理仁君） 日程第15、一般質問を行います。

◇ 前 田 充 浩 君

○議長（宗島理仁君） 通告順により、2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） こんにちは。それでは、通告に従いまして1回目の質問を行わせていただきます。

地域環境の整備について、1問質問いたします。

ごみ集積所の整備について伺います。

多くの住民の方々よりごみ集積所に関する相談をお受けします。分別をされていないごみに関してや、カラス被害、ごみ集積所の増設等、相談内容は多岐にわたっています。地域の環境整備を考えた際、地域の皆様のお力もお借りしながら、ごみを適切に管理をしていくことは大切な取組の一つであります。

そこで、本町に寄せられているごみ集積所に関する相談件数と、主な相談内容について伺います。

次に、子育て支援について1問質問いたします。

子育てに関する支援及び相談体制について伺います。

5月4日に公表された総務省の推計で、15歳未満の子供の数が45年連続で減少したことが分かりました。少子化が加速的に進んでいる現在、子育て環境の整備は最も力を入れて取り組まなければならない課題であると認識しております。その中でも多くのお母さん世代の方よりご相談いただいているのが、小児科医院の誘致についてであります。お子様は急に熱が出ることも多く、健康維持のためには近くに小児科医院があることが子育て支援には最も大切なことであると考えております。

そこで、小児科医院誘致への取組と、妊娠、出産、また子育てに関する相談体制について

伺います。

ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 前田議員の質問にお答えいたします。

まず、ごみ集積所の整備についてであります。ごみの問題は日常生活に密接に関わる重要な課題であり、本町におきましても多くの住民の皆様からご相談が寄せられているものと認識しております。

ごみは大きく一般廃棄物と産業廃棄物に区分されており、住民生活から排出されるごみにつきましては廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき一般廃棄物として適切に処理することとされており、同法において町の責務としてごみの減量に関する住民の自主的な取組を促進するとともに、適正処理に必要な措置を講ずるよう努めることとされております。

一方、住民の責務としてはごみの排出抑制や再生利用の推進、分別排出の徹底等により適正処理に協力することが求められております。

ごみ集積所に関する相談状況につきましては、昨年度において新設1件、移設1件、休止1件となっております。また、相談件数として最も多いものはごみの分別や排出マナーの向上を目的とした掲示物作成の依頼が、年間おおむね30件ほど寄せられております。

本町といたしましては、町民の皆様と連携しながら、引き続き、ごみの適正処理及び環境美化の推進に努めてまいります。

次に、小児科医院誘致への取組についてお答えいたします。

現在、本町においては小児科専門の医療機関はございませんが、小児科医療につきましては近隣地域の医療機関に依存する傾向にある一方で、町内の医療機関においても小児科が設置されており、予防接種や乳幼児健診などの継続的な健康管理を受けることは可能な状況であります。医療機関の減少が社会的な課題となっている中、小児科専門医院を本町に誘致することは極めて困難な状況にあることから、現段階では広域的な医療ネットワークの構築・整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、相談体制についてお答えいたします。

まず、妊娠期においては妊娠届時に母子健康手帳を交付し、保健師による面接を実施しております。この面接では妊婦の健康状態や生活状況の把握を行い、適切な保健指導や情報提供を行うとともに各相談に対応しております。さらに、近年では伴走型相談支援を導入し、

妊娠中期から後期にかけても、継続的に相談機会を設けているところでございます。

続いて、出産前後の時期においては母親の身体的・精神的負担が大きくなることから、より専門的な支援が重要であります。このため、産後ケア事業として助産師等による宿泊型や通所型、訪問型の支援を実施し、授乳指導や育児指導相談、母体の体調管理等を行っております。また、生後早期には保健師が家庭訪問を行い、育児不安への対応や養育環境の確認を実施しております。

さらに、子育て期においては、こども家庭センターを中心に妊娠期から継続した支援を実施しており、専門職による個別相談に応じるとともに必要に応じて関係機関と連携し支援を行っております。また、乳幼児健診の場においても、発育、発達や育児に関する相談機会を提供しております。

今後とも関係機関と連携しながら、子育てに関する支援及び相談体制の充実に努めてまいります。

○議長（宗島理仁君） 2 番前田充浩君。

○2 番（前田充浩君） ご答弁ありがとうございました。

ごみ集積所の整備について再質問させていただきます。

本町に寄せられているごみ集積所に関する相談件数と、主な相談内容についてご答弁をいただきました。ごみ集積所に関する様々な相談の中で、不適切なごみの捨て方やカラス対策についての本町の取組について伺います。

○議長（宗島理仁君） 環境課長、金坂潤一君。

○環境課長（金坂潤一君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもございましたが、集積所の不適切なごみの捨て方、また不法投棄対策につきましては、注意喚起の掲示物の設置が現在の主流となっております。これは、一部の心ない方の捨て方もあれば、ごみの出し方がちょっと基本的に分からない、知らない方もいらっしゃると思いますので、一定の効果はあると考えております。

また、ちょっと目線を変えまして、対策といたしましては、総務課所管で防犯カメラ設置事業の補助金がございます。これを周知しており推奨していきまして、かなりの地区で防犯カメラを設置しているというところもございます。

あと、カラスですか、カラスはこれ字も読めませんし、言葉も通じませんので、これはもう物理的な対策しかないと考えております。市販でカラス対策用のネットとかそういったものも売られているようですけれども、基本的には生ごみの餌を探しに来るわけですから、カ

ラスのくちばしがごみ袋に届かないような対策、これが一番、具体的にどうやればいいんだよということもございますけれども、そこを考えればいろんな知恵が出てくるんじゃないかというようなお話はさせていただいております。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 2 番前田充浩君。

○2 番（前田充浩君） 再々質問をさせていただきます。

鍵がかけられる金属の集積ボックス等は市販でも販売をしておりますが、物すごく高額であります。そこで、ごみ集積所の新設や修繕、カラス対策でのネット購入に係る費用の補助制度がごみ集積所の環境整備には有効な取組となると考えますが、見解を伺います。

○議長（宗島理仁君） 環境課長、金坂潤一君。

○環境課長（金坂潤一君） それではお答えいたします。

ごみ集積所の整備、またカラス対策に係る費用への補助制度については、地域環境の改善、利用者の利便性向上につながる有効な手段であることは認識しております。ただ、一方で、県内の54の自治体について、このような補助制度を導入している自治体は3市1町の4自治体のみとなっております。

一方で、コンポストや生ごみ処理機等の補助事業を実施している自治体は、本町を含めまして43の自治体ということで、現在の行政の流れとしてはごみの減量化や肥料化へのシフトがあるというのが現状でございます。

集積所へのボックスの補助制度ですけれども、集積所の管理主体いわゆる自治会rule的なものや設置状況が地域によって異なっておりますので、この制度を考えた場合は補助対象者の範囲、公平性の確保、財政的な負担、いろいろありますけれども、こういった制度設計については、相当慎重なものを要するかと考えております。ですから、これから県内に限らず県外も含めまして他の自治体の事例も参考にしながら、より効果的な支援がどうすればできるのかといった研究は続けてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 2 番前田充浩君。

○2 番（前田充浩君） ご答弁ありがとうございました。

続きまして、子育て支援について再質問させていただきます。

小児科医院誘致への取組と妊娠、出産、子育てに関する相談体制について、先ほどご答弁をいただきました。ありがとうございました。小児科医院誘致につきましては引き続き、何

とぞよろしく願いいたします。

本町は町全体で子育て家庭を温かく見守り、応援していくまちづくりを目指すベビーファースト宣言がされており、本町の子育てハンドブックには子育てに関する様々な相談先も書かれております。

そこで、保育士による育児相談と小児科・産婦人科オンラインの利用実績について伺います。

○議長（宗島理仁君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） 前田議員のご質問にお答えいたします。

まず、保育士による育児相談、こちらは令和7年度17件ございました。相談の内容につきましては、子供の発達について、子育てについて、家庭問題について、これらの相談が多くて、相談時間については主に朝の通園時に相談がされていたということでございます。

また、小児科・産婦人科オンラインの相談につきましては、現在会員登録者数が83名おりまして、令和7年度は111件の利用がありました。相談の内訳、こちらは小児科関連の相談が73件、産婦人科関連の相談が38件ございました。

以上になります。

○議長（宗島理仁君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、最後に再々質問をさせていただきます。

子育てに関する様々な相談が行われておりますが、誰一人取り残さない子育て支援の取組のためには、専門の講師を呼び定期的に出前講座を開催することも有効な取組であると考えておりますが、見解を伺います。

○議長（宗島理仁君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） ご質問にお答えいたします。

まず、町では、本年度新たに健康づくりセンターのほうにこども家庭センターを設立いたしました。母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び授乳期の健康の保持、増進に関する包括的な支援、子供と子育て家庭の福祉に関する包括的な支援など、こども家庭センターにおいて、誰一人取り残すことなく、また、切れ目ない子育て支援に取り組んでいるところでございます。

議員のお考えのとおり、専門の講師を招き出前講座を開催することも有効な支援策になり得ると思いますので、出前講座の要望等あれば、順次対応していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（宗島理仁君） 2 番前田充浩君。

○2 番（前田充浩君） どうもありがとうございました。

産婦人科のオンラインを、まだまだ、なかなか、そういうことがあったのというようなご父兄の方もいらっしゃるの、ちょっとしっかりその辺を伝えていただきたいというふうに思っております。

以上で、前田充浩の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宗島理仁君） 以上で、2 番前田充浩君の一般質問を終結いたします。

◇ 秋 葉 広 行 君

○議長（宗島理仁君） 次に、3 番秋葉広行君の一般質問を許します。

3 番秋葉広行君。

○3 番（秋葉広行君） 3 番秋葉広行です。

私は、第 1 に、下水処理汚泥からリンを抽出・回収し、販売する方法について。第 2 に、副町長選任のその後の進展について伺います。

まず、下水処理についてです。

近年、下水汚泥から再生リンを回収し、肥料原料として活用する取組があるそうです。

ウクライナ侵攻によりリンの供給が不安定になったことを契機に、国が支援してリン回収施設を整備する自治体が増え、輸入に頼る肥料原料の国産化を進めることにより、価格の安定につながるそうです。全国では、2002年に 6 か所であった施設が現在では11か所となり、それぞれ J A 全農の地元組織が買い取り活用しています。

植物の 3 大栄養素であるリンの原料はリン鉱石であり、中国、米国、モロッコが世界の 70%を占め、我が国はリンを100%輸入し、その 9 割が農業用肥料として利用されており、食の安全保障の面から肥料の国産化、安定供給が求められています。

国内で再生されたリンは輸入リンに比べ、安価で安定していて評価を得ているそうです。そこで、白子町においても同様にリンの抽出・再生ができないのか伺います。

次に、2 点目として、副町長の選任について伺います。

3 月議会で同様の質問がありました。その時点での答弁では、早めに選任したいと思って

いるが、仕事に追われ現在に至っている。職員の負担や町民生活の向上を目指し、早めに進めていきたいということでした。

緑川町政が誕生して丸1年になります。人選についてはデリケートな部分があることは十分承知しますが、何よりもまず円滑で前向きな町民の暮らしのために、大所高所に立った決断を早急に望みます。

○議長（宗島理仁君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 秋葉議員のご質問にお答えいたします。

まず、下水汚泥の資源化についてでございますが、町のコミュニティ・プラントから発生する下水汚泥につきましては平成17年に肥料登録を行い、有効利用の手法について検討を進めてきたところでございます。

議員ご指摘のとおり、下水汚泥の有効利用を図る自治体は多く、リンの抽出・回収を行っている事例があることは承知をしております。本町においても同様の取組が可能かどうか調査を行ったところ、下水の処理量がリン回収設備の導入が想定される政令指定都市規模と比較して約50分の1程度と大きく下回っており、加えて、設備の導入及び維持管理に多額の費用を要することから、現時点においては費用対効果の観点から導入は困難であると判断をしております。

次に、副町長の件でございますが、3月第1回議会定例会に続き副町長の選任の件でのご質問でございますが、議員の皆様におかれましては、町政全般の円滑な運営を図る上で副町長の早期選任の必要性についてご指摘いただいているものと受け止めております。私自身、この1年間、町長としての職務に取り組んでまいりましたが、町政運営をより円滑に進めていくためには副町長の必要性を認識しているところであり、適任者の人選を進め、できるだけ早期に議会にお諮りできるよう努めてまいります。

○議長（宗島理仁君） 3番秋葉広行君。

○3番（秋葉広行君） ありがとうございました。

まず、下水処理施設関係についてですが、白子町の施設規模でははるかに小さく、導入はかなわないということで非常に残念に思います。それでは、目線を変えて、汚泥の有効利用について他自治体や県ではどのような策を取っているのか伺います。

○議長（宗島理仁君） 環境課長、金坂潤一君。

○環境課長（金坂潤一君） それでは、今の質問にお答えいたします。

千葉県内におきましても、下水汚泥の再資源化に関する取組は進められており、県が所管する下水処理施設においては、汚泥焼却灰からリンを含む肥料の製造が進められております。現在、リンを一定量以上含む菌体リン酸肥料の登録が予定されており、資源循環の推進や農業利用に向けた取組として展開されているところでございます。

また、リンの回収については、千葉市においてリン回収に関する研究・検討が進められておりますが、本格的な事業化に至っている事例は限定的であると認識しております。

また、本町をはじめ規模の小さい自治体においては多くが肥料の研究ということがありますが現状であります。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 3 番秋葉広行君。

○3 番（秋葉広行君） ありがとうございます。

話は原点に戻りまして、町内 3 か所の処理施設はそれぞれ平成 4 年、平成 7 年、平成 10 年に厚生省の補助事業によって運用が開始されまして、海岸線の約 6,000 棟の下水処理をしているわけです。第一クリーンセンターではその処理水を幸治川を通じて一宮川へ、第二、第三クリーンセンターでは南白亀川へ放出され、それぞれ河川の高窒素化を防ぐために大いに役立っているところです。

しかし、経費の面では近年 6,500 万円前後の特別会計の繰入れによって、財政の大きな負担となっているという面もあります。そこで、本町の汚泥処理を含めた施設の在り方について将来はどのようにあるべきなのか、どのように考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○議長（宗島理仁君） 環境課長、金坂潤一君。

○環境課長（金坂潤一君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

本町におけます下水汚泥の有効活用につきましては、処理規模やコスト面の制約を踏まえ現実かつ持続可能な手法として、下水汚泥の乾燥肥料化に取り組んでいるところでございます。具体的には、下水汚泥処理費の軽減と資源循環の推進を目的といたしまして、令和 5 年度から乾燥肥料化に着手し、さらに、令和 6 年度では千葉大学と連携いたしまして、肥料としての品質向上、成分の最適化に関する研究を進めております。

この肥料は「しらこ活緑げんきくん」と命名いたしまして、月に一度、町民の皆様へ無料配布をしているところでございます。

また、今後の施設の在り方についてということなんですけれども、経営の面では議員ご指

摘のとおり、一般会計からの繰入金の適正化、また、ハード面では施設の長寿命化計画の執行と、2本の柱を同時に進めなければなりません。また、長期的に見ますと、以前にも一般質問で回答させていただきました、公共下水そのものの在り方の議論も必要不可欠となります。このことにつきましては町長の意向もあります。運営委員会の諮問をしていきながら、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 3番秋葉広行君。

○3番（秋葉広行君） ありがとうございます。

次に、副町長人事に移りたいと思います。

早急に対応したいということでありましたが、やはり会計年度職員を含め220名を抱える職員を町長お一人で統率するのは大変であろうと思いますし、さきに述べたように、町長本人をはじめ職員の負担増は我々町民のマイナスでもあります。私が個人的に心配しているのは次に挙げる大きな2点についてです。

まず、初めには、予期せぬ大きな災害が発生したときです。

水害の場合、地盤沈下の進んだ地域では排水ポンプが頼りとなります。しかし、万一停電し、その機能が失われた場合、浸水マップ以上の地区が浸水し、関係者が役場庁舎に集まることできないということも想定されます。海岸近くにお住まいの町長本人はもとより、町外にお住まいの職員も数多くおりますので、せっかく苦勞して作成した防災計画を実行するに当たり知恵を出し合うメンバーに、町長の番頭役としての副町長の存在は最低限必要だと考えます。

次に心配することは、何らかの事情で町長本人が職務に取り組めない事態が発生したときに、総務課長さんはじめその職務を代行することになるのだと思いますが、当然負担が増し、マイナスの影響が予想されます。近隣でも同様の事態が起き副市長さんが職務を代理しているように伺っております。

緑川町長本人も前々任者の下で2年間副町長としての重責を担い、スムーズな行政の礎となった経験をお持ちでありますから、初めに申し上げましたとおり、大所高所に立って適正な人材を選任して町民の不安を取り除いていただくよう、強く進言して、私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（宗島理仁君） 以上で、3番秋葉広行君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は13時といたします。

休憩 午前 11 時 5 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（宗島理仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大多和 正 之 君

○議長（宗島理仁君） 12番大多和正之君の一般質問を許します。

12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、通告順に従い一般質問を行います。

町長就任から早いもので1年が経過いたしました。

1年目としては施策への種まきの時期であると思いますが、町長が昨年6月の定例会で表明し、施策に掲げた柱となる4点の公約について質問いたします。

初めに、公約の1点目、人の流れを取り込む移住・定住対策の実施、白子町の四季を彩るイベントの実施、子育て支援のワンストップ化、町民の暮らしの一助となる地域公共交通の検討、超高齢化時代における医療福祉の充実を目指した魅力あふれるまちづくり。

2点目、主要道路、生活道路の細やかで素早い整備、遅れている排水対策事業の早急の対応として、安心・安全が担保されるまちづくり。

3点目、新たなスーパー誘致と道の駅の検討、基幹産業である農業、観光、商工業への切れ目ない活性化支援、特産品の開発と販売ネットワークを目指した活力ある経済のまちづくり。

4点目、白子愛が生まれる伸び伸びとした教育環境、生涯学び続けられる場の充実と、町民をつなぐ場所を目指した白子愛が育まれる人づくり。

それぞれの公約の進捗の成果と自己評価を伺います。

以上、1点目、よろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 大多和正之議員の質問にお答えをいたします。

私は、白子町に住む人も訪れる人も、白子町は最高だと実感できるまちづくりを町民の皆様とつくり上げていくため、「暮らし続けたいまちづくり」をスローガンに、4つの施策を柱としました。それぞれの柱を申し上げて回答をしたいと思います。

まず、魅力あふれるまちということですが、移住・定住対策、四季を彩るイベントの開催、子育て支援、地域公共交通の検討、高齢者医療の充実の5項目を1つ目は定めてあります。

移住・定住対策につきましては、マイホーム補助事業において本年度より年齢要件を撤廃し、幅広い世代の住宅取得を支援できる制度へと拡充を図っております。

また、空き家対策事業につきましては、昨年度に策定した空家等対策計画に基づき管理不全空家等への助言、情報提供や、所有者による利活用の促進に努めております。

四季を彩るイベントの開催につきましては、旧チューリップ畑に季節ごとの花を植栽し、来訪者の皆さんに楽しんでいただける環境づくりに努めております。

また、県道30号線通称産業道路を中心に、しらこ桜の植替え及び育成を進めるとともに、関連イベントにつきましても今後継続して実施してまいりたいと考えております。さらに、役場以外の団体等が主催するイベントにつきましても引き続き支援してまいります。あわせて、四季を彩るイベントの開催を支援する新たな補助制度の創設についても検討を進めております。

地域公共交通の検討につきましては、らくらくタクシー及び福祉タクシーの運行状況を踏まえ、さらなる充実に向けて町内数か所を拠点とする新たな地域公共交通について、補助金を活用し実証実験を含めて検討を進めてまいります。

次に、「安心・安全が担保される町」という2つ目の項目ですが、主要事業や生活道路の整備、排水整備の2項目を定めてあります。

道路網の整備につきましては、県事業である県道茂原白子バイパスの早期完成に向け、千葉県と連携し事業を推進しております。現在、古所地先の現県道との接続部では供用開始に向け工事が進められており、関地区の第3工区につきましても先般、県と合同で地権者説明会を実施したところでございます。今後は地権者の皆様のご意向を伺いながら、千葉県と協力し用地買収を順次進めてまいります。

また、町道整備につきましても、町道107号線の道路整備をはじめ、生活道路の維持管理

を含め緊急性及び有効性を十分に踏まえながら、引き続き整備の促進を図ってまいります。

排水整備につきましては、特に南白亀排水機場の整備について今後、遊水池や排水路等を整備する予定であり、早期完成に向け県と連携を図りながら進めてまいります。

続きまして、3つ目になりますけれども、「活力ある経済の町」についてであります、スーパーマーケットの誘致、農業、観光、商工業への活性化支援、特産品の開発と販売ネットワークづくりの3項目を定めております。

スーパーマーケットの誘致につきましては施政方針でも申し上げましたとおり、知人や関係者からの紹介を受け、事業者との相談や企業訪問を重ねております。しかしながら、人口規模や周辺店舗等の距離、年間売上見込額などの商圈調査の結果、出店は難しいとの回答を既に複数の業者からいただいております。しかしながら、今後も引き続き粘り強く誘致活動を行ってまいります。

農業、観光、商工業への活性化支援につきましては、農業分野において新規就農者への補助制度や技術支援、ドローン導入などのスマート農業の支援、農地規模拡大等の支援を行ってまいります。

観光分野においては白子温泉を活用した新たな取組を検討してまいります。

また、商工業分野においては、町の交付金を活用し、中小企業及び個人事業主を対象としたエネルギー高騰対策補助事業を実施しております。

最後に、「白子愛が育まれる人づくり」についてであります、将来を担う子供たちの学校教育の在り方を明確にし、白子愛が育まれる伸び伸びとした教育環境づくり、生涯学習及び学び続けられる場の充実と町民をつなぐ居場所づくりの2項目を定めてありますが、将来を担う子供たちの学校教育の在り方を明確にし、白子愛が生まれる伸び伸びとした教育環境づくりにおいては、白子町の教育基本方針である「～郷土を愛し心豊かでたくましい人材の育成～」の実現に向け、小中学校の総合の時間を活用し、白子町の歴史や文化・産業などに触れ、見て、体験することでふるさと白子への理解を深め、白子町を誇りに思う教育、いわゆる白子愛の醸成に取り組んでおります。将来白子町から転出した場合でも、ふるさと白子を忘れずに再び戻ってきてくれることを期待し、ふるさと白子教育による人材育成を進めております。

以上、長くなりましたが、現在までの進捗状況を述べさせていただきました。

評価につきましては、この後も質問が出ておりますけれども、個人的には60%から70%ぐらいの実施率かなというところではありますが、これも私が個人的に決めるものではなく、多

くの方々からの評価を受けて点数を決めていただければと思いますので、その点ご了承いただきたいと思います。

○議長（宗島理仁君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは再質問いたします。

4点の公約について、一つ一つ丁寧に回答いただきありがとうございます。

その多くは前年度からの継続事業であり、町長独自の政策として成果が見える段階には至っていないように感じます。1年目は種まきの年であったとの認識も理解できる範囲であります。町民の皆様はその成果を実感しているのでしょうか。課題は把握しているものと思われる、現状で課題への分析が進んでいる主なもので構いませんので、予定どおり事業が進んでいない理由とは何であるか伺います。

○議長（宗島理仁君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 再質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、現時点におきましては継続事業が中心となって進めており、私の掲げた政策、公約等を含めてまだ十分に行き渡っていない。また、町民にも実感されていない部分があるのかなと、そのように認識をしております。

その点、そのほかに一方で、この1年間町長として仕事をしてきたものについても、今までの課題の整理や事業の方向性の検討を進めてきまして、次の段階に進めていく準備期間をいただいたなというところでもあります。

例えば、公共交通につきましてもらくらくタクシーや福祉タクシー、そういうものを利用状況を見ました中で、利用の時間帯の偏りや予約の集中そういうものも分かってきたところがありますし、拠点型の新たな地域公共交通、そういう実証実験も今後計画と申しましょうか、検討しているところでもありますので、そのような時間をいただいたのかなというところでもあります。

また、何回も申し上げますけれども、スーパーの誘致についてもなかなか厳しいところがありますが、引き続いて誘致活動を行って、短期間でちょっとできるものではないかなと思いますけれども、それは町民が要望している一番の要望項目でしたので引き続いて実施したいと思っております。

その他福祉政策や、防災やインフラ整備、そういうのも今後関係機関と連携を取りながら進めていかなくてはならないなと、そういうような課題を認識をしております。

今後も町を運営していく中で、優先順位をつけながら具体的な取組に向かっていきたいな

と思っておりますので、含めて皆様のご協力ご支援をいただければと思います。

○議長（宗島理仁君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、最後の質問になります。

課題の把握だけに終わらず、しっかりと分析し対応していることに安心しましたが、最後になりますが、町長がこの1年間でまいた種を今後どのように育て、4つの公約それぞれについて、具体的な成果をいつ頃までに達成する考えなのか、お聞かせください。

○議長（宗島理仁君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） ご質問にお答えいたします。

公約で掲げた、先ほど回答いたしました4項目につきまして、任期中に具体的な成果へとつなげていかなければならないなとそのようなことで認識をしております。

これまで申し上げましたとおり、1年間で取り組んできた中で現状把握や課題の整理、そういうものをしてきたわけですが、これを土台としまして、今後につきましてもその土台を基にして、4項目を大きく柱をつけたわけですが、それを一つ一つ成果が表れるように取り組んでいきたいなと思っております。

これにつきましても、ここ1年過ぎましたけれども、2年目で出来上がるのと任期中の4年間にかかって完成するというものもありますので、長期、短期そういうものもありますので、そういうのをいろんな取組がありますけれども、そういうことをしながら、任期中に、町民の皆様には一定の変化があったなとか、手応えがあったなというような、そのようなことに感じてもらえるように事業を進めていきたいと思っております。

引き続き、町民の皆様方と一緒に、白子町の運営をしながら、皆様と協力しながら、私の公約、施策を着実に前へ進めていって、町民の皆様方によくやっているなというような感じとしていきたいなと思っております。

○議長（宗島理仁君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、町民の皆様は言葉だけではなく暮らしの変化を見て実感しています。白子町は最高だと思われる暮らしに、子育てに、みんなの安心・安全のために、未来へのまちづくりをお願いいたしまして、一般質問を終了いたします。

○議長（宗島理仁君） 以上で、12番大多和正之君の一般質問を終結いたします。

◇ 大 塚 貴 充 君

○議長（宗島理仁君） 続いて、1 番大塚貴充君の一般質問を許します。

1 番大塚貴充君。

○1 番（大塚貴充君） 議席番号 1 番、大塚貴充でございます。

光陰矢のごとしとは申しますが、歳月の過ぎるのは早いもので今年も 6 月となりました。

第 2 回定例会の一般質問に登壇させていただいております。町長はじめ教育長、職員の皆様におかれましては、町政運営にご尽力いただき敬意を表します。

それでは、通告の順に従いまして、一般質問 3 項目、4 点について伺います。

1 項目、町政運営について 2 点伺います。

1 点目といたしまして、町長就任 1 年を迎えるに当たり所感を伺いたいと思います。

2 点目といたしまして、2 年目への意気込み、また、白子町民への約束があれば伺いたいと思います。

2 項目、町民との意見交換について伺います。

各地域の自治会長出席の下、町長との意見交換が行われる自治会長会議とは別に、町民との忌憚なく意見交換が定期的に行われるもの、質問要旨として、まちづくりは英知の結集であり、町民と町長の定期的な対話集会の開催の有無について伺います。

3 項目、文化公演開催事業について伺います。

人生 100 年時代と言われ、白子町においても高齢化率 42% を超える中で、楽しみや生きがいにつながる住民サービスの提供の意義は言うまでもありません。音楽、落語、舞踊の芸術文化をこの白子町で鑑賞できる喜びはいかほどでしょうか。質問要旨として、年 1 回開催される公演会出演者の選定はどのように行われているのか伺います。

以上について、答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 大塚議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町長就任 1 年目を迎えるに当たりの所感についてお答えをいたします。

昨年 6 月 19 日に町長就任以降、まずは、役場職員の意思疎通を図ることを重視し、仕事への取組方や、窓口業務における町民対応、職員間の協力体制、情報共有の在り方などについて共通意識の醸成に努めました。その結果、数か月後には役場職員の窓口対応がよくなった、職員が明るくなったといった町民の皆様からの声を伺うことができ、一定の成果が表れてき

ているものと受け止めております。

また、町民の皆様をはじめ農業、観光、商工業など各種団体の皆様との会合や交流を通じ、本町の状況や今後のまちづくりに関する幅広いご意見を伺うことができました。と同時に、様々な課題について改めて認識を深める機会にもなりました。

さらに、長生郡市の市町村長の皆様には就任当初より温かいご指導とご協力をいただき、広域的な行政運営を進める上でも、大変心強く感じているところでもございます。

今後におきましても議会との情報共有を図りつつ、緊張感を持ちながらも車の両輪のごとくバランスの取れた町政運営に努め、町民の負託にこたえるべく町の発展と町民生活の向上に取り組んでまいります。

次に、2年目の意気込みでございますが、それについてお答えをいたします。

昨年の町長選挙におきまして、4つの柱、19項目の公約につきまして、引き続き着実な推進に努めてまいります。

これまでの活動としましては、国及び県の補助事業につきましては関係機関への要望活動を行い、事業推進に努めてきました。

また、千葉県知事に対しても直接事業説明を行い、事業費の増額や早期完成について要望を行ったところでございます。

スーパーの誘致につきましても、先ほどから何度も申し上げましたとおり、現在厳しい状況でございますが、しかしながら、町民との約束であることを踏まえ今後も粘り強く丁寧な誘致活動を進めてまいります。

また、県道茂原白子バイパス道路整備事業や、南白亀排水機場、白潟排水機場の整備促進及び早期完成につきましても引き続き千葉県に要望してまいります。

さらに、人口減少対策や少子高齢化への対策、未来ある白子農業への支援、災害に強いまちづくり、スポーツと観光振興、白子愛を育むふるさと白子教育の充実など多くの重要施策が控えております。これらの施策を一つ一つ着実に推進し、町政運営を次の段階へと進めるべく、いわゆるホップからステップへと歩みを進めながら、町民の皆様が安心して暮らし続けたいと思える町の実現に向けて取り組んでまいります。引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、町民と町長の定期的な対話集会の開催の有無についての質問でございますが、町民の皆様のご意見やご要望を直接お伺いし町政に反映していくことは、極めて重要であると認識しております。本町におきましてはこれからのまちづくりの指針の下、白子町まちづくり

基本条例に基づき自治会単位との意見交換会の制度を設けており、地域ごとの実情や課題に応じたきめ細かな対話の機会を確保しております。自治会を通じた意見交換は身近な単位で率直な意見を伺うことができる有効な手段であると考えております。

また、行政報告会を通じまして町政の現状や施策についてご説明するとともに、町民の皆様からのご意見を直接お伺い、お聞きする機会も検討しており、双方向の対話に努めていきたいと考えております。

今後につきましても、こうした既存の仕組みを活用しながら町民の皆様との対話の充実に努め、開かれた町政の推進を図ってまいります。

ご質問の町長と町民の定期的な対話集会につきましては、日程調整や参加機会の公平性の確保などということの観点から、現時点において定期的な開催というのは難しいかなと。日取りのには随時開催ということで、先ほどお話をしました自治会を通じたまちづくり基本条例あるいは行政報告会、そういうもので対応をしていきたいなと、そのように思っております。

続きまして、文化公演開催事業につきましては教育長より答弁をいたします。

○議長（宗島理仁君） 教育長、太田和晴彦君。

○教育長（太田和晴彦君） 大塚貴充議員よりいただいたご質問にお答えいたします。

町が実施する文化公演は、年齢を問わず町民が文化芸術に触れる機会を提供し学びや生きがいづくりを支えるとともに、世代を超えた交流の創出を図る社会教育上重要な事業として、町総合計画の趣旨にのっとり実施しております。

ご質問の文化公演会出演者の選定につきましては、限られた予算を有効に活用する観点から、白子町文化公演会、音楽コンサートを含みます業務委託公募型プロポーザル業者選定審査会を開催し、参加資格を有する業者によるプレゼンテーションの提案を受け、出演者を含む提案内容に加え、価格のみならず企画力、技術力、専門性及び実績等を総合的に審査し、最適な業者を選定する方法としております。

○議長（宗島理仁君） 1 番大塚貴充君。

○1 番（大塚貴充君） ご答弁をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、緑川町長に町政運営について再度伺いたいと思います。

私の質問はある意味型破りな質問なのかもしれませんが、町長の胸の内を語っていただく機会というのはあまりないように思われます。かつて、町長ご自身40年の行政経験で白子の隅々まで知り尽くしていると、こう語られておりました。知り尽くしているからこそ、

逆に物事を決断するのに、ちゅうちょする局面もなきにしもあらずと推察いたしますが、再質問として、この1年の町長の歩みの中で大きな決断をされたという局面がございましたら、お答えいただければと思います。お願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 大塚議員の質問にお答えをいたします。

大きな決断をされたということでございますが、やはり、私が町長に就任してから一番先に迫ったのは、やはり今日一般質問の中でいただいておりますけれども、副町長と教育長が不在であるということが一番最初に頭の隅に残りました。

先ほど大塚議員も言われていましたとおり、40年の行政経験があるので、仕事のことは、中身はともかく流れは大体知っているなというところがあったんですが、この特別職の人選、就任についてはなかなかちょっと、議員がおっしゃられたような大きな決断の中の一つだなと。まして、就任早々であったということでもあります。

では、どちらが優先だといっても、やはり白子町の教育、これから子供を育てて、白子町の基本となる子供たち、それを停滞させてはいけなかなということがありまして、まずは教育長の選任が優先かなということで、副町長と教育長の優先を教育長のほうにして選任をしたわけでございます。

それにつきまして、私の頭の中で、ではどなたがいいかなと。教育面で認識のある方とか、町行政をよく知っている方、また、当然ですけれども、教育行政をよく知っている方、そのような方を自分なりに判断をして、現在の教育長を推薦しまして、議会の皆様の同意をいただいたところであります。

そのようなところ、私が人選をして議会で承認をいただけるまでの間、ちょっとプレッシャーと申しましょか、選んでいただくまでの間はちょっと大変だったなという思いが今でもあります。このようなところでありまして、その後は職員に助けてもらいながら順調に現在まで来ているところがあります。

そのような日々の役場業務、町民の幸せをつくる業務を進めていくので、規模の大小はありますが、やっぱり決断と実行が一番大切かなというように、自分でもそのように思っております。

町の発展、町民生活の向上、これが第一に自分が課せられた使命だと思っておりますので、そういう決断と実行をしながら、今後とも仕事に邁進をしていくつもりでありますので、またご支援ご協力をいただければと思います。

○議長（宗島理仁君） 1 番大塚貴充君。

○1 番（大塚貴充君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、2 点目の 2 年目の意気込み、そして町民への約束について再質問させていただきたいと思います。

これから私が申すことは決して飛躍した話ではございません。町長に伺いたいと思いますので、ご答弁をお願いしたいと思いますけれども、5 月 18 日に厚生文教委員の町内の学校訪問が行われました。南白亀小学校の訪問時に、特別教室においてエアコンの設置されていない教室がありました。これを私目にいたしまして、予報では今夏、今年の夏も猛暑が予報されております。一つの教室にエアコンの設置を火急の用として、町民との約束として履行していただくことは難しいでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（宗島理仁君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） ただいま南白亀小の教室ということですが、エアコンが入っていないというところがあります。

今まで、確かに教室とか特別教室はたしか全部入っているという感覚で私もおりましたけれども、現在入ってなくてそこを学校で利用しているということであれば、利用の条件なりありますけれども、ちょっと私も不勉強で申し訳ありませんが、現地、学校を訪問して、どのような状況であるのか、それを今一度私がじかに確認して、どのような状況であるかを把握しながら、また教育委員会と話をして検討というか、進めていくようにまた考えておりますので、その点またご指導いただければと思います。

○議長（宗島理仁君） 1 番大塚貴充君。

○1 番（大塚貴充君） 切にお願いしたいと思います。

それでは、最後に申し上げたいことがございます。

先ほど秋葉議員も進言をされておりましたけれども、一日も早く、町長の隣の席の副町長を選任されて、白子のまちづくりにアクセルを吹かしていただいて加速していただき、このまちづくりをどんどん進めてもらいたいと、切にお願い申し上げます。

そして、私は町長の身を案じております。お疲れのご様子とお見受けいたします。疲労感いっぱいでは、まちづくりのよき知恵や、あるいは判断力というものは鈍るものです。まちづくりは言わずと熟慮の末も分かりますけれども、スピード感も重要でございます。町長の謙虚なお人柄、行政経験の本領を発揮されて、緑川町政の 2 年目をご期待申し上げます。

続きまして 3 項目、文化公演事業について再質問をいたします。

出演者の選定において、町民へのリクエストを求める考えというのはございますでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（宗島理仁君） 生涯学習課長、高橋庸行君。

○生涯学習課長（高橋庸行君） 大塚議員のご質問にお答えさせていただきます。

出演者の選定について、町民のリクエストを受けられるか、町民のご要望を加味した上で出演者の決定をというようなお話になろうかと思います。非常に大切な視点だと思います。地域に根差した魅力ある事業とする上では重要であると思っております。

ただし、そのリクエスト、アンケートですとかいろんなやり方あると思うんですが、町民の意見を取り入れるそのやり方につきましては、現在町長への意見箱とかというのも役場の窓口とか玄関にありますし、町の発信するSNSというんですか、LINEですとかフェイスブック、そういうようなものも活用して、いわゆるリクエストを受け付けるということもできると思いますし、一般的にあるのが、郵送でアンケート用紙をお送りして、それを回収してというようなやり方があると思います。様々なやり方があるとは思いますが、やはり、郵送ですと今いろいろ郵便の事情が変わってきて、比較的ちょっとお金もかかったり、時間もかかったりということもありますし、SNSとかインターネットを使ってというと、それを使える人とか使えない人というのが出ちゃうんじゃないかというおそれもあるのかなというふうな考えもあります。

また、それぞれ町民というところだと、いわゆる在勤者というんですか、町の企業さんとかにお勤めの方々のリクエストとかも受けようとした場合には、それぞれの趣味嗜好というんですか、いろんな思いが入って、特定の俗に言う有名人とか著名人にそういうものが集中してしまいますと、なかなか予算的に厳しい面だとか、スケジュールの面で厳しいことも起こるだろうということも、別の意味では危惧しているところではあります。

しかしながら、議員のお耳にも、町民の皆様から次はこういう人どうなんだみたいなことはあるのかもしれないので、そういうお声を町としてもしっかりと受け入れて、町民ニーズの把握にまずは努めさせていただいて、できるやり方とかを今後検討させていただいて、少しでも、せっかくやる文化公演事業ですから、町民の皆様、関係者の皆様によかったねと言ってもらえるような形になるように、リクエストというかご希望等は受けさせていただく方向で考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 1 番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） 答弁ありがとうございました。

最後に1点伺いたいと思いますけれども、現在のところ年1回の公演ということでございますけれども、予算の兼ね合いもあると思いますけれども、これを例えば盆と暮れではないですけれども、年2回に増演というんでしょうか、増やすというようなお考えというのは現時点お持ちでしょうか。お聞かせください。

○議長（宗島理仁君） 生涯学習課長、高橋庸行君。

すみません。答弁は簡潔にお願いします。

○生涯学習課長（高橋庸行君） 了解しました。

それでは、公演の増演、増やすという意味でのご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、著名な方、有名な方に関しましては、やはりそういうお声があるのは承知しておるんですが、先ほど申し上げましたとおり、予算の面ですとかスケジュールの面ですとか調整するのがなかなか難しいところがあるかなと。事業全体のバランスを考えた中でももちろん検討させていただこうとは考えております。

ただ、今文化公演事業、いわゆる歌手さん、コンサートをメインにしたものと、落語会をメインにして、年2回やらせていただいているんですが、いろんなスケジュール調整で、いきなりそれを3回、4回に増やすということはちょっと難しいというのが正直なところで。また予算の面もすぐという形では厳しいと思いますので、町民の皆様のご意向等を踏まえた上で、今後増演という形になるような検討はしたいと思うんですが、今年度からとか、来年度からという具体的なちょっとタイミングは申し上げられないと思っております。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） どうも丁寧なご答弁ありがとうございました。

以上をもちまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

◇ 高 山 隆 一 君

○議長（宗島理仁君） 続いて、4番高山隆一君の一般質問を許します。

4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） 4番高山隆一です。

ただいまより通告に従い一般質問を行います。

1 点目、空き家調査について現在までの進捗状況について伺います。調査結果を踏まえどのように対処しているのかを伺います。

空き家調査は住宅環境の安全管理の面から、付近住民においては最重要課題と心得ております。町のほうの進捗状況を伺わせてください。

次に、2 点目として、中里プールについて。3 月議会でも質問をしたところでありますが、中里プールの進捗状況について伺います。また、次の利用計画があるのかを伺います。

3 点目、スクールバスの活用について伺います。小学校統合に向け、通学送迎のためのスクールバスの活用について、町はどのように考え実施していこうと考えているのか、見解を伺います。

あわせて、関連質問として、新交通システム、これが町のほうで計画をされているようですが、スクールバスと併せてどのように考えているのかをお伺いします。

以上、3 項目 4 点質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（宗島理仁君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 高山議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、本町の空き家対策についての進捗状況と今後の対応についてお答えをいたします。

まず、進捗状況でございますが、令和 6 年度に実施いたしました空家等実態調査の結果を踏まえ、令和 7 年度には空家等対策を総合的かつ計画的に推進するため、白子町空家等対策計画を作成したところでございます。

また、倒壊等のおそれのある特定空家等や、適切な管理が行われておらず生活環境の保全の観点から放置できない管理不全空家等の認定に際しての判断基準として、白子町管理不全空家等及び特定空家等の認定基準を策定しております。

さらに、町民の皆様に対して空き家の発生予防や利活用、解消に向けた啓発を図るため、白子町空き家対策ガイドブックを作成し、自治会での回覧や希望者への配布を行っているところでございます。

次に、今後の対応についてでございますが、引き続き、町民の皆様からのご相談等に基づき、所有者に対する情報提供や助言を行い、自主的な改善を促してまいります。また、管理不全空家等及び特定空家等の認定や、条例に基づく緊急安全措置の判断基準についても検討を進めてまいります。

今後も空家等対策計画の基本理念である、未来へつなぐ住環境の実現を目指し、空き家の

予防、利活用の推進及び解消の3つの柱を総合的に推進し、安全で安心な住環境の確保に努めてまいります。

次に、中里プールの明渡しに関わる進捗状況についてお答えをいたします。

本件につきましては、裁判の和解に基づき占有者に対し工作物等の撤去及び用地の明渡しが求められており、本年1月7日を履行期限としておりましたが、現時点においても撤去は完了されておられません。

町といたしましては、これまで顧問弁護士を通じて相手方に履行を求めてきたところであり、現地においても適宜状況確認を行ってまいりましたが、進展が見られなかったことから、改めて相手方代理人に対し、状況の確認を求めたところでございます。

これに対して、相手方からは、コンテナや附帯施設設備等の移設費用が高額であることから、一部については解体処分を行い作業を進めた上で、6月中の撤去完了を目指す旨の説明を受けております。

いずれにいたしましても、本町といたしましては、公共用地の適正な管理の観点から履行遅延は看過できないものと認識しており、引き続き顧問弁護士と連携の下、相手方に対し、適切に対応してまいります。

次に、撤去後の利用計画についてお答えをいたします。

本用地につきましては、現時点において明渡しが完了していないことから、具体的な利用についてはお示しできる段階にございませんが、今後の状況を踏まえ適切に検討をしてまいります。

次に、スクールバス等の活用については、教育長より答弁をいたします。

○議長（宗島理仁君） 教育長、太田和晴彦君。

○教育長（太田和晴彦君） 高山隆一議員よりいただいたご質問にお答えします。

現在、統合小学校の設立に向けまして、学校名、校歌、校章等々細かなことを含めた内容について検討する統合準備室を設立することに取り組んでおります。

議員からご指摘いただきました新設小学校への通学につきましては、通学距離や通学時間が長くなる児童に対する安全面、また身体的負担への配慮が重要であると認識しております。このため、現在スクールバスの運行に向けた検討に着手したところでございます。

今後は通学ルート、乗降場所の安全性、想定される利用人数等を精査し、基本的な運行計画の策定を進めてまいります。

また、スクールバスの活用については、今後関係機関との活用の有無や方法について協議

してまいりたいと考えております。

○議長（宗島理仁君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） 再質問をさせていただきます。

空き家調査の件ですけれども、答弁にあった条例に基づく緊急安全措置の判断基準の検討状況について伺います。

答弁では現在検討中とのことですが、倒壊の危険性や生活環境への悪影響に日々不安を抱えている周辺住民の方々にとっては、この基準がいつどのような考え方で策定されているかが非常に重要な関心事です。

そこで、この判断基準を策定するに当たって、どのような仕様や視点を重視して検討を進めているのか。また、早期策定に向けた具体的なスケジュールについてお聞かせください。

○議長（宗島理仁君） 建設課長、石井宏樹君。

○建設課長（石井宏樹君） 高山議員の質問にお答えいたします。

条例に基づく緊急安全措置の判断基準の策定に当たりましては、現在先行自治体の事例調査及び研究を進めているところでございます。各事例を比較検討しつつ、本町の実情に即しましたより実効性の高い基準となるよう内容を精査しまして、素案の作成に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、今後の具体的なスケジュールでございますが、現在策定済みの認定基準との整合性を十分に図りながら素案の整理をいたしまして、本年度9月頃をめどに白子町空家等対策協議会を開催いたしまして、委員の皆様の意見を反映させた上で速やかに策定をしたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） 再々質問をさせていただきます。

先日も台風が通過したばかりでございますけれども、住宅の近くに空き家があったり、そして、その空き家からそういう台風などのことにより飛散物が来たりと、緊急性を要することが、これから調査し策定していくという話があるんですが、緊急性を要するものについては、町はどのように捉え、どのように対応をしていくのかお聞かせください。

○議長（宗島理仁君） 建設課長、石井宏樹君。

○建設課長（石井宏樹君） ただいまの質問にお答えします。

まず、空き家の対策でございますが、基本的に空き家の所有者は個人が所有されているも

のでございますから、まずは私どもの考えといたしましては、所有者に対して緊急的でありましても、例えば、ご本人にまずご案内、ご通知、助言をした中で、ご本人に対応していただくようお願いをしているところでございます。

ただ、今回の台風によりまして、特に危険を要するものに対しましては、これからも進めていきます緊急安全措置の判断基準を策定した上で、それに基づいて対応していく方向で考えているところでございます。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宗島理仁君） 以上で、4番高山隆一君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は2時15分といたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

○議長（宗島理仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 酒 井 良 信 君

○議長（宗島理仁君） 10番酒井良信君の一般質問を許します。

10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） 通告順に従い一般質問いたします。

まずは、地域防災について伺います。

今年4月、青森県で震度5強を観測し、津波警報も発表された三陸沖地震では、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表され、地震が収まった後も余震活動や連動型地震への警戒や注意喚起が図られました。

幸い千葉県白子町には大きな影響はありませんでしたが、災害はいつ起こるか分かりませ

ん。また、災害が発生したときに行政に全て頼ることは難しいと思います。

そこで、住民、自治会、消防団、学校、企業などが協力して災害に備え、発生時に対応する仕組みやその活動全体である地域防災について大きく2点伺います。

1点目は、消防団の再編について伺います。

まずは、献身的に消防団活動に日々ご尽力いただいている団員の皆様には、改めて心から敬意を表します。

さて、長生郡市広域市町村圏組合消防団は、昭和49年に一部事務組合として発足し、現在まで各地域防災の要として活動していますが、団員の成り手不足や予算確保の難しさから消防団は長生郡市広域市町村圏組合の枠組から別の枠組を模索していると聞きます。

私の聞いているところでは、長生郡市広域市町村圏組合の消防団から各市町村の消防団への組替えです。少子高齢化や就業形態、生活様式の変化により、全国的に消防団員の確保が課題になっていることは承知していますが、自然災害の頻発や地域コミュニティの縮小下の中で、消防団の組織替え、再編を町としてはどのように考えているか伺います。

次に、交通安全について伺います。

自転車事故の増加や歩行者の接触事故の深刻化、住宅密集地の乱暴な自動車運転に伴う死亡事故の発生などを背景として道路交通法が改正されましたが、交通弱者保護の観点からも重要な改正であると思います。

そこで、道路交通法の改正に伴い町が対応すべき交通安全について、大きく2点伺います。

1点目は、自転車の交通違反について伺います。

令和8年4月からは自転車利用に関する取締りやルールの明確化が図られ、交通違反に対する指導計画の強化、悪質・危険な行為に対する反則金制度の適用拡大など、自転車利用者に対してもこれまで以上に法令厳守が求められる状況となっております。

確かに道路交通法の改正は国が実施したのですが、これに伴う自転車利用に関する変更部分は、町が町民に積極的に周知徹底を図り交通安全を確保する必要があると思います。

そこで、町としては自転車に関する道路交通法改正の内容及び留意点について、どのように認識しているのか伺います。

2点目は、自主防災組織について伺います。

町では自主防災組織の設置促進及び活動育成を図るため、自主防災組織に対し予算の範囲内において補助金を交付されていますが、現在の自主防災組織の設置数は12とのこと。町には32自治区がありますので、この組織数が適正、十分だとは感じませんが、人口減少や

少子高齢化が急速に進む白子町において仕方がないことなのかもしれません。

しかしながら、災害に備え災害発生時に対応するためには、自主防災組織がさらに組織化され、十分に活動することが必要だと考えます。そこで、仮に組織化された自主防災組織の支援や、いまだ組織化されていない地域の働きかけ、これから自主防災組織を組織してもらうための方策をどのように考えているか伺います。

2点目は、生活道路の制限速度改正について伺います。

道路交通法施行令の改正により、令和8年9月1日から中央線、要するにセンターライン、車両通行帯、中央分離帯などがなく、主に地域住民の日常生活に利用されるセンターライン等のない一般道路、いわゆる生活道路については、自動車の法定速度が時速60キロから30キロに引き下げられます。

住宅が密集する都会のイメージで、いわゆる生活道路における交通事故防止の観点から制限速度の見直しが進められると思いますが、田舎といっても過言ではない本町では、田園地帯に住宅地が点在する状況のため、あまり厳格にいわゆる生活道路の通行規制をかけることは日常生活に支障をきたすのではないかと危惧しております。

そこで、いわゆる生活道路の制限速度改正、安全対策の方針を町がどのように考えているか伺います。

3番目、町長マニフェストについて。

就任から1年を経過する緑川町長に、マニフェストの進捗状況と自己採点について伺う予定でしたが、大多和正之議員、大塚貴充議員の答弁で、おおむね町長の考えは分かりましたので、それで私からは、先ほど60点と自己採点されましたけれども、自己採点の中でもう一度伺います。

令和5年6月の広報しらこで、町長就任後2年が経過するタイミングでの石井前町長は、マニフェスト実施状況12項目を、実行率92%と検証されました。内容としては、実施済みが2項目、一部実施・着手が9項目、検討中が1項目ということでした。

緑川町長においては、就任後1年が経過するタイミングの緑川町長は、当然そこまでの実行率はないのではないかと想像しますが、あくまでも自己評価として自分はどのようにしていたと認識しているか。再度、実行率何%という形で答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君）酒井議員の質問にお答えをいたします。

まず、消防団につきましての件でございますが、消防組織法第18条第1項及び長生郡市広域市町村圏組合消防団の設置等に関する条例に基づき設置されておまして、その事務は同組合、長生郡市広域市町村圏組合において行われております。

昨年、広域化される消防団を市町村単位へ再編する方向性が、町村長会議及び管理者会議において示され、本年2月の組合議会全員協議会においても消防団の運用について協議が行われたところでございます。

その背景には、広域化により一定の効率化が図られてきた一方で、地域の実情が反映されにくいことや、指揮命令系統の複雑化、市町村との連携に時間を要するなどの課題があるものと認識をしております。

しかしながら、現時点では再編の方向性が示されている段階であり、具体的な移行方法や実施時期、事務内容や例規の見直し等については、今後協議、検討が進められるものと承知しております。

本町といたしましては、地域防災に関わる重要な事項であることを踏まえ、消防力の維持向上を最優先に、議会への説明をしながら、関係市町村及び組合と連携し適切に対応してまいります。

次に、自主防災組織についてお答えをいたします。

自主防災組織の活動は地域における自助・共助の要となる重要な取組であり、地域防災力の向上に大きく寄与するものと認識しております。

現在、本町においては12地区で自主防災組織が設置されておりますが、活動状況については地域差が見られ、さらなる活性化が課題となっております。

こうした状況を踏まえ、町では自主防災組織の設立及び活動の充実を図るため、自主防災組織育成補助制度を設けており、防災資機材の購入や、防災訓練の実施に要する経費の一部を補助しております。平成26年の制度創設以来、関北及び驚西の2団体において活用されております。

また、町が実施する防災訓練につきましては、直近2年間は荒天のため中止としておりましたが、実施する際には自主防災組織の活動の場として活用されるよう、避難訓練や体験型の研修機会を設けるとともに、会議や広報媒体を通じて参加の呼びかけを行っているところでございます。

さらに、北日当及び福島の2地区においては、町の防災訓練に合わせて自治会独自の避難

訓練が実施されており、自主的な取組の一例となっております。町といたしましても、その際には参加者への備蓄品やパンフレットの提供など、活動への支援を行っております。

今後におきましても、自治会や自主防災組織からの要望に応じた出前講座の実施や、補助制度の周知、防災訓練への積極的な参加の呼びかけなどにより、活動の活性化に努めてまいります。

次に、自転車の交通違反についてでございますが、自転車の交通違反につきましては、令和8年4月1日から、16歳以上の自転車利用者を対象に、交通反則通告制度いわゆる青切符制度が導入されております。これにより、信号無視や一時不停止、通行区分違反、携帯電話使用等の一定の違反については反則金による処理が行われることとなりました。

一方、酒気帯び運転や重大事故につながる悪質、危険な違反につきましては、従来どおり刑事手続の対象となります。引き続き関係機関と連携しながら、自転車利用者に対する交通ルール周知啓発に努め、ヘルメット着用率の向上及び交通安全意識の醸成を図ってまいります。

次に、生活道路の法定速度改正につきましては、令和8年9月1日から、中央線や車線区分がない、主に地域住民の日常生活に利用される道路の法定速度が60キロから30キロに引き下げられます。これは全国一律のルール改正でして、いわゆるゾーン30とは異なり、標識が設置されていない道路においても適用される点が特徴でございます。また、センターラインがない農道等につきましても、標識がなければ生活道路と同様の速度規制が適用される場合がございます。

町といたしましては自転車の交通安全対策と同様に、関係機関と連携しながら必要に応じて周知啓発を図ってまいります。

次に、町長のマニフェストについてでございますが、先ほど酒井議員より質問がありましたので、内容については省かせていただきます。

あと、質問のありました自己採点でございますが、実行力等を含めて、私は先ほど申したとおり、自分としては1年目の活躍、活動として短期評価として60点から70点ぐらいのことができたのかなと。どれどれが件数が何、何が何というところまで詳しくは話ができないところがありますけれども、これも自分の採点としては感覚として60から70点ぐらいは、1年目としては頑張ったというところであります。

ただ、先ほども申したとおり、私の点数については私以外の方が公平公正に評価をさせていただいて、緑川、よくやっていると、まだまだ公約、マニフェストにしたのが達していない

いなどか、それぞれの意見がありますので、そういうお言葉を力にして、また、もう一年、もう一年ということで4年の任期を全うしたいなど。当然先ほども申しましたとおり、ホップ・ステップと申しましたが、ホップ・ステップ・ジャンプがありますので、4年目の任期に向けて、今もう少しまた全力疾走していきたいと思いますので、引き続きまたご支援等いただければと思います。

○議長（宗島理仁君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） それでは、地域防災について再質問いたします。

地域防災について、消防団の再編について、町としての消防団の組織替え、再編の考え、よく分かりました。

その上で再質問いたします。

長生村では少子高齢化、若年層人口の減少、消防団員のなり手不足、団員負担の増加といった課題が深刻化しており、将来にわたり持続可能な消防団体制を維持する必要があるとして、令和4年度から消防団の大規模な再編検討が進められてきました。

その結果、令和6年4月に組織再編基本計画が策定され、その後、一松地区、高根地区、八積地区で住民説明会も開催され、住民との質疑応答、意見交換を始め、令和8年4月から新体制に移行されました。これは村の消防団ではなく、長生郡市広域市町村圏組合の消防団としての再編です。

そこで、白子町はこのようにしっかりと時間をかけて基本計画を策定し、それに基づき持続可能な消防団体制を構築する考えがあるか伺います。

○議長（宗島理仁君） 総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） 酒井議員のご質問にお答えします。

まず、消防団の再編のことなんですが、広域で今やっている再編の意味というのは、事務を長生郡市の広域から市町村に下ろすという事務です。行政のほうに、市町村単位に下ろすというのが、先ほど町長の答弁があったように、町村長会議、それから管理者会議、そういうところで方向性が出たということをおっしゃっています。

それにつきましては、まず、町長には指揮命令系統とか、それこそ複雑化とか、そういう市町村との連携に時間を要するということが課題として、そういうことになったわけですが、それについては、これからその移行方法、移行する方法。今全て市町村に事務を下ろしてしまうのか、それとも、今、香取広域のほうでは、今の長生郡市の広域に近い形なんですが、若干予算を町が持ってそれを広域に上げて、それから広域のほうで配分するという

やり方をしています。ですので、今これからやっている、協議する内容というのはそういうことになります。

今、酒井議員がおっしゃっていた長生村がやっている再編、それこそ消防団を、それこそ少子高齢化によって団員が定数に達していない状況は白子町も当然ありますけれども、今のところ、その再編については考えていないというのが状況でございます。

以上でございます。

○議長（宗島理仁君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） よく分かりました。

消防団は地域防災の要です。日々消防活動にご協力いただけるよう、団員の皆様が将来にわたり活動を継続できるよう、役所の都合でなく住民本位の消防団となるよう期待いたします。

次に、自主防災組織について再質問いたします。

仮に組織化された自主防災組織の支援や、いまだ組織化されていない地区への働きかけ、これから自主防災組織を組織してもらうための方策は答弁いただきましたが、少子高齢化や地域コミュニティの希少化が著しい本町においては、組織化してもなかなか継続は難しいのではないかと思います。

現在の町の自主防災組織育成補助制度では、補助対象事業及び補助金額は、防災資機材等の購入経費の場合は1組織につき1回限りで50万円を限度、防災訓練等の活動経費の場合は活動実施年度につき1回限りで200円掛ける加入世帯数となっております。

消防団活動でもありましたが、将来にわたり持続可能な自主防災組織を目指すのであれば、町として補助内容の精査、総額を見直して検討すべきだと思いますが、その検討のためにも、仮に組織化されている自主防災組織の活動状況を現地訪問するなどして把握しているのか伺います。もし把握していないとするなら、今後どのような対応を求められるのか伺います。

○議長（宗島理仁君） 総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） 酒井議員のご質問にお答えします。

酒井議員のおっしゃるとおり、自主防災組織の活動については、それぞれ地域によって町長が答弁したとおり差がございます。把握しているのは、町長の答弁があった関北、あるいは驚西とかは、それこそ補助金を頂いてそれぞれ活動していると。

そして、また、北日当、福島については町の防災訓練と合わせて独自でやっておられるというところまでは確かに把握しているんですけども、それ以外は正直言いますと、なかなか

か、お聞きすると規約も作られていないところもありますし、なかなかやはり人が集まらない。要は自治会以外でさらに負担になることについてはなかなか難しいというところもあるということから、なかなか活動自体は難しいというところは把握しております。

これを、じゃ、どういうふうに活動させるかというところでございますけれども、自主防災組織については、やはりリーダーを育成するというのが重要なのかなというふうに思います。これをどういうふうにリーダーを育成するのかというと、やはり防災意識の醸成を図るために出前講座を実施したり、あるいは防災訓練の適切な参加を促したり、それからリーダーの研修等も、県の災害対策コーディネーターの養成講座とかありますので、そういうところを通じて組織のリーダーとなる方を育成するというのが重要なのかなというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（宗島理仁君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） ありがとうございます。

それでは、剃金東自治区でも自主防災組織を立ち上げていますが、自治会員全員がその事業を理解し、積極的に活動しているとは言えないと思います。今後は各地区の実状も踏まえながら、町として適切な支援や指導をお願いできればと思います。

それでは、自転車の交通違反について再質問いたします。

町として、自転車に関する道路交通法改正を承知されているのは当然だと思います。いかにして町民に対し周知徹底を図るかが、より重要だと思います。自転車の交通安全、交通違反について、小中学校は学校教育の中で一定の研修期間が確保されている一方、高齢者については自主的な参加に委ねられている側面が強いと考えます。

そこで、高齢者に対する交通安全指導について、単なる参加呼びかけにとどまらず、受講機会の確保、参加しやすい仕組みを具体的に構築する考えがあるか伺います。

○議長（宗島理仁君） 企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） ただいまの酒井議員の再質問にお答えいたします。

高齢者の方々の交通安全の、自転車の安全についての指導とかそういったものの参加の機会の創出をさらに強められるかということでございますけれども、これにつきましては、ただいまどのような方策、どういうことで高齢者の方が来られるかというところではあると思います。高齢者の方が自転車で行動している範囲はある程度限られてくると思いますので、細かい地域でのそういう指導が必要となりますので、どのように指導すればよろしいとか、

交通安全の認識を高めていただくようにするのがよろしいかということについては、ちょっと今後検討してまいりたいと思います。

昨年、ヘルメットの着用につきましては、民生委員の方々を通じてヘルメットの着用について促したところではございますが、引き続き、そういう機会の創出というものを検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） 自転車の交通違反についてですけれども、再質問じゃなくて、夜、歩行者が歩いている人は今たくさんおります。マラソンしたり、買物に歩いたり、結構夜歩いている方が非常に多いんですよ。その点に、今一番我々、南白亀地区で一番いろいろな人から言われるんですけれども、夜歩いている人が非常に危ないという問題が結構発生しておりますので、散歩している方たちも幅の広い歩道があるところはそれで構わないんですけれども、いわゆる生活道路、センターラインのない道路も結構歩いている人がいて、非常に危ないという意見がいっぱいあるんですけれども、その点について、総務課長もある程度理解していると思うんですけれども、よく町のほうから、その点をよく考えて指導してもらいたいと思いますので、その点、ひとつよろしくお願いします。

それでは、次に生活道路の制限速度改正についてです。

警察と連携して適切に対応していただくのはもちろんのことですが、法律改正の内容を町民が理解しやすいように、かみ砕いて分かりやすく説明することも町の役目だと思います。いわゆる生活道路の通行規制は今後も問題となる可能性がありますので、町としても対策を十分取っていただきますようお願いいたします。

それと、町長のマニフェストの件ですけれども、聞きたいことはいっぱいあったんですけれども、先にみんな大多和正之議員に言われてましたので、1つだけちょっと伺います。

自己採点、緑川町長は自己採点を60点と言われましたよね。自分が努力していることは我々も分かります。

そこで、マニフェストの実施の採点、自分はマニフェストの採点の点数をちょこっとお聞かせいただければよろしいんですけれども、お願いします。

○議長（宗島理仁君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） マニフェストの採点、マニフェストは私が選挙のときに作って、町民の方にお知らせして選挙に出たものでございまして、あれは私の、こういうことをしたいと、

町をもっともっと盛り上げる、元気を出す、前進をさせたいということで4項目、4つの柱と19項目を出して町民に訴えた内容でございます。

それが、さっきから申し上げたとおり、大多和正之議員が一番最初でしたので、そこでこんなことを訴えて、こういうことをやってますよということを回答させてもらったんですが、その評価が、実は1年目としては、私の評価ですと、先ほどから言っているとおり、数字としては60から70かなというところの点数でございます。

マニフェストの内容、公約の内容は一気にできるものではありませんけれども、任期中4年の中でございますので、その中で当然であります、完成させるように一つ一つ進めているところでありまして、それについても、また皆様方、また町民の皆様方より助言いただいたり、こういうことが足りないよと、そういうのがあればどしどし言ってもらって、私を尻に火をつけるような形で、尻を叩くような形で頑張れよということで、支援方々、町をもっともっと発展させろということ、今後とも私がやるだけではなくて皆さんからもそういう叱咤激励と申しましょうか、そういうことをしていただければ、またより良い活動ができるかなと思っております。

○議長（宗島理仁君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） それは非常に頑張ってやっていただきたいと思います。

選挙の当選当時、当選のときに町長はこういうコメントをしています。私の政策が、これだけ町民から支持されたことに半分びっくりしていると同時に、町民が今の町政より渴望した分が私の期待として来ていると思う。今日をまた新たな一歩として、より一層白子町のために精進して頑張りたいと思いますと、こういうことを言っているんですよね。ですから、これに基づいて、言ったんだから頑張ってください。

以上です。質問を終わります。

○議長（宗島理仁君） 以上で、10番酒井良信君の一般質問を終結いたします。

ここで委員会開催のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時05分

○議長（宗島理仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 市 川 隆 子 君

○議長（宗島理仁君） 14番市川隆子君の一般質問を許します。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 14番市川隆子です。通告順によりまして一般質問を行います。

最初に、教育問題、保護者負担軽減に向けた学用品等の取扱いについての文科省通知に対する認識についてです。

文科省は骨太の方針2025を踏まえ、学用品等の学校備品化など保護者負担軽減に向けた取組の周知を進める通知を発出しています。子育て世帯にとって、学用品や補助教材に関わる負担は決して小さくありません。特に、算数セットや彫刻刀など使用期間が限られる一方で、購入負担もあります。町では、この通知についてどのように認識しているのか伺います。

2番目は、介護保険要介護認定に関わる審査期間の現状について伺います。

高齢化が進む中、介護を必要とする高齢者やそのご家族にとって要介護認定は介護サービス利用の入口となる大切な手続です。入院中の方については認定調査員が病院に出向き、聞き取り調査を行っていますが、退院後に施設入所や介護サービスの利用を希望しても、認定結果が出るまで不安を抱えるご家族もいます。認定結果を待つ期間は、高齢者本人だけでなく支える家族にとっても大きな負担につながります。

介護保険法では、認定は原則30日以内とされていますが、全国的には認定期間の長期化が課題となっているとの報道もあります。町における要介護認定期間の現状について、どのように認識しているのか伺います。

3番目は、移動支援、福祉タクシー、らくらくタクシーの利用状況どのように分析し、今後の課題をどのように認識しているのかについてです。

町は高齢化率約42%、駅がなくバス路線のない地域もあります。これから免許返納者の増加も見込まれる中、高齢者の移動手段の確保は今後ますます重要になると考えます。

町では福祉タクシーやらくらくタクシーなどの支援を行っていますが、福祉タクシー及びらくらくタクシーなどの支援を行っていますが、福祉タクシー及びらくらくタクシーの利用状況をどのように分析し、今後の課題をどのように認識しているのか伺います。

○議長（宗島理仁君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 市川議員のご質問にお答えをいたします。

まず、教育問題については教育長より答弁をいたさせます。

次に、要介護認定の流れについてですが、まず、健康福祉課の窓口にて申請を受け付けております。申請につきましては、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設等に依頼することも可能です。申請後、介護認定調査員による訪問調査を行い、町から主治医に対し主治医意見書の作成を依頼いたします。

その後、訪問調査の結果と主治医意見書に基づき一次判定を行い、さらに、一次判定の結果及び主治医意見書を基に、最終的に長生郡市広域市町村圏組合介護認定審査会において要介護度が認定される流れとなっております。申請から認定に至るまでの期間につきましては、令和7年度の実績において平均39日となっております。

続きまして、高齢者の移動支援についてでございますが、福祉タクシーの利用状況の分析については、協定を締結しているタクシー事業者から毎月提出される請求書により利用枚数を把握しており、利用目的につきましては、事業者への聞き取りを実施し、その把握に努めております。

利用目的としては通院が最も多く、次いで日常の買物となっており、福祉タクシーは高齢者の日常生活を支える重要な移動手段であると認識しております。

次に、福祉タクシーの今後の課題についてでございますが、これまで交付枚数の倍増や1回当たりの利用上限額の引上げなど、利用者に配慮した制度改正を行ってまいりましたが、交付を受けたものの未利用となっているタクシー券が一定数存在していることが課題となっております。

今後につきましては交付要件の見直し等を検討し、支援の必要性が高い方に対しより有効な移動支援が行えるよう、制度の見直しを適宜図ってまいります。

続いて、らくらくタクシーの利用状況の分析についてですが、日々の運行業務日誌を月ごとに集計し、利用時間帯別や利用目的別の件数等のデータを把握することで、利用状況を分析しております。

らくらくタクシーの今後の課題につきましては、こうした利用状況の分析結果及び利用者アンケートを踏まえ認識しているところでございます。

現在の主な課題といたしましては、予約が午前中に集中していること、予約電話が混雑していること、災害時の対応が未整備であること、運転手の高齢化の4点を認識しております。

今後につきましては、これらの課題の解決に向けた具体的な対策を検討し、必要な改善に努めてまいります。

○議長（宗島理仁君） 教育長、太田和晴彦君。

○教育長（太田和晴彦君） 市川隆子議員からいただいたご質問にお答えします。

文部科学省から学校における補助教材及び学用品等について保護者の経済的負担が加重なものにならないよう留意する旨の通知が出されており、あわせて、負担軽減に向けた自治体の取組事例が示されております。

本町におきましても、現下の物価高騰の影響を受ける中、補助教材や学用品等に係る保護者負担については、経済的な負担が大きくなる傾向にあるものと認識しております。こうした状況を踏まえ、保護者負担が加重とならないよう、学校現場と連携を取りながら十分配慮していく必要があると考えております。

○議長（宗島理仁君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、教育から再質問をさせていただきます。

今、教育長のお答えにあったように、やはり物価高騰等の影響を受けまして、補助教材とかいろいろなものが、算数セット1つを取っても、これができた当初から比べますと、すごく今は高くなっているというふうに言われています。何か調べてみましたら、算数セットができたのが80年ぐらい前だというようなふうにありました。その頃から比べると中身は多少変わってきたりはしているんですけども、やっぱり値段的にはかなり高くなってしまっているというふうになっていますので、やはりこうした保護者負担を減らすというか、これ以上増やさないためにも、やはりそうした補助教材ですとか、そういったものへの負担を少なくするという事で文科省が通知を出したのではないかと思います。やはり学用品というのは経済的な負担だけ、例えば、経済的な負担は今言われたようにありますけれども、経済的な負担だけではなくて、その準備に係る、そういう負担も非常に大きいというふうに感じています。

この問題については、昨年、太田和正幸議員も同様の質問をしております。町はそれに対して検討していくというふうに答弁はされておりました。ですから、その保護者負担の軽減に町がどのように取り組んできたのか、この間。それについて伺います。

それから、特に算数セットというのは細かな部品一つ一つ、数百パーツあるというふうにも言われているんですが、それに名前をつける必要がある。その作業がやはり非常に大変だというふうに伺ったことがあります。それに、働いている保護者というのも多い中で、それ

について非常に負担に感じている。やっぱり 1 晩やっただけでは終わらないということで、非常にそれが負担に感じているという人もいます。

町ではこうした保護者の実態ですとか声を、どのように把握しているのか伺いたいと思います。

○議長（宗島理仁君） 教育課長、佐藤尚之君。

○教育課長（佐藤尚之君） 市川議員のご質問にお答えします。

町としましては、教材費に係る保護者負担の軽減のために、学校と連携しながら 1 点目が公認する教材の精選、2 点目が教材の学校備品化の推進、3 点目が町で整備したタブレット端末によるデジタル教材の活用、4 点目としますと、就学援助制度の充実に取り組んでおります。

算数セットが例に出ましたが、算数セットは現在、保護者負担により購入しております。算数セットは視覚的、体感的に数量感覚を身に付けることができる有効的な教材であり、授業では 4 年生まで利用しておりますが、保護者にとっては経済的負担とともに名前シールを貼る負担があるというふうに聞いております。

他の自治体において、算数セットに限らず、保護者負担で購入していた教材を学校の備品として整備する取組事例が文科省より紹介されております。本町におきましても辞典や電卓、そろばんなどの教材について、学校備品としての整備を進めてまいりましたが、今後も学校と連携を密にしながら、算数セットに限らず保護者負担で購入している教材について学校備品として整備できないか、予算面、また管理面などを考慮しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（宗島理仁君） 14 番市川隆子君。

○14 番（市川隆子君） 現状では、学校のほうでもいろいろなものを備品化にしたり、少しずつ取組を進めているということで、それは分かりました。

先ほど課長言われましたように、低学年のうちは、やはり手を使って考え学習することが非常に重要だというふうに言われております。しかし、パーツがこれだけある算数セットというのは、やはり日頃は自宅に持ち帰るということとはできないわけですね。学校に置いておく。そういう形になると思うんですけども、最近では算数セットだけに関して言えば、一部のみ購入にする、備品で購入したり、あと備品化する学校もあるというところが少しずつ増えているそうです。ですから、文科省もそうした今の物価高を受けて、その算数セットなどを例示しながら、学校用品に係る保護者負担軽減の通知を出しているのではない

かと思われます。算数セットを結局学校の備品にすれば、名前付けですとか、それから購入の負担、そういうものもなくなるわけです。

備品化を現在進めている学校では、算数セットの中でも数のブロック、それから、あと計算カード、それから時計の3点を購入にしている。そして、細かいパーツの計算棒ですとか、ああいうものは備品化していると。そういうところもあるようです。そういったものが、だから、今いろいろな学校で少しずつ広がりつつあるというところだそうです。

ですから、このように既にそういうふうに整備、備品化を進めている学校というのものもあるわけですから、そういったものを、そういった一部教材については学校備品として整備するということで、やはり保護者の経済的な負担ですとか、それから準備の負担、そういうものの両面が軽減ができるのではないかというふうに私も考えます。

また、兄弟のいない家庭というのは、例えば4年生まで使ったとしても、それはその後もう使われないままで終わってしまうわけですよ。本当に短期間しか使わない。そういう現状も片方ではあります。

こうしたものをできる限り学校備品化することについて、やはりこの算数セットも主体になるんじゃないかと思うんですけれども、それについて今後検討する考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（宗島理仁君） 教育課長、佐藤尚之君。

○教育課長（佐藤尚之君） 市川議員のご質問にお答えします。

今後も学校と連絡を密にして、他の自治体の取組を参考にしながら、保護者が負担している教材について学校備品として整備できないか検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（宗島理仁君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 子育て世帯にとっては学用品の購入ですとか準備は、経済的な負担だけではなくて時間的負担にもなっているわけです。学校備品化の取組は保護者負担軽減の一つの方法であるというふうに私は考えます。子育てしやすい環境づくりの観点から、今後の取組について、私も今後注視していきたいなというふうに思っています。

次に、介護保険について伺います。

まず、先ほどの町長の答弁では認定期間が令和7年で平均39日かかっていると。ですから、介護保険法では30日というふうに一応定められているわけですが、9日オーバーしているということになります。

全国的には認定件数の増加ですとか調査員不足、それから主治医の意見書の遅れなどが課題であるというふうに言われているわけです。町では、認定調査、主治医意見書、介護認定調査会などの過程において、どのような課題があると認識しているのか伺います。

また、認定調査は病院に入院している場合でも病院まで来てくれたりして、比較的早めに行われているようには思いますが、件数が多くて全体的に遅れが出ているのか、30日を超えるケースがある場合、その主な要因について伺いたいと思います。

○議長（宗島理仁君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、市川議員のご質問にお答えいたします。

要介護認定が30日を超えてしまっている主な要因については、主治医意見書の遅延、認定調査の遅延、高齢化による新規申請件数の増加、これらが議員もおっしゃっていましたが、どれも、本地域での主な要因となっております。

主治医意見書の遅延原因は、まず主治医の多忙、本当にお医者さんがお忙しいことです。あと、医療機関側の事務処理の遅れ、また受診の予約がなかなか取れない、こういったことが主治医意見書の遅延の原因となっております。

また、認定調査の遅延原因につきましては、本人、家族との日程調整が難航したケースが多々あるということ、また入院、入所、外出不可等で訪問ができない、会えないといったことが遅延原因となっております。

また、既存の介護認定者の更新及び区分変更の増加に加えまして、高齢化に伴う新規申請件数が大きく増加していること、こちらも認定期間を遅らせている大きな要因となっております。

以上となります。

○議長（宗島理仁君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） では、再々質問を行わせていただきます。

それこそ、いろいろな要素が絡んで認定の期間が長引いてしまっているというのが今の現実だと思うんですけども、要介護認定が長引くということは、高齢者本人、それから家族、それから介護事業所にとっても大きな不安にもつながってくるんじゃないかというふうに思います。

特に、家族は介護サービス開始の見通しが立たない中で、もしかしたらその間に、この方は介護5ぐらいになるんじゃないかということで、暫定のケアプランを立てる場合もあるかなと思うんですけども、そういう中で負担を抱えるというふうにはなってしまうと思いま

す。

私、先日も認定待ちの方とお話をしました。その方も家族が急な入院となってしまうと、すぐには自宅に戻れない、そういう状況になってしまったそうです。しかし、介護のことは何も分からない上に、申請して大分たつのにまだ認定結果が出ていないので、何をしたらいいのか、自宅を改装したらいいのか、施設のほうに行ったらいいのか、とにかく何を手つけていいのか分からない状況だというふうに言われておりました。

高齢化が進む中で、今後さらに認定件数の増加も見込まれるというふうに思われます。

特に、今深刻なのがやはり癌患者ではないかと思います。在宅とかで癌の療養をされている方、当然、介護保険の申請をします。自宅でお風呂に入りたい、訪問介護を受けたい、訪問看護も受けたい、いろいろなそういう要望があると思うんです。特に、癌を患っている患者さんはその認定の遅れのために、介護を受けられないままに亡くなってしまうというケースが多くなっているというふうに言われています。ですから、認定期間の短縮に向けて、今後どのような取組を進めていく考えなのか伺います。

○議長（宗島理仁君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） ご質問にお答えいたします。

まず、認定期間を短縮する取組といたしましては、まず、最も遅延原因になっております主治医意見書の遅延を防ぐため、申請前または申請直後に主治医へ事前に依頼連絡するようにしております。また、本人、家族に早めの受診を促しております。医療機関にも提出期限を明確に守ってほしい、そういった旨を伝えるなどしております。また、そのようなことをしまして、早期の主治医意見書の作成に努めております。

また、認定調査の遅延防止につきましては、申請書の受理から認定調査の日程調査を速やかに行い、認定調査の日程を即確定するよう努めていきたいと思っております。

また、申請書類に不備がありますと時間をロスし、遅延につながってまいりますので、申請書類の不備をゼロにするよう確認を徹底してまいります。

その他、まだ今後、将来の取組としまして、介護認定審査会における審査会資料の電子化、また審査会のオンラインの開催等、今後も審査会のほうでいろいろと検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 要介護認定は介護サービス利用の入り口でありまして、高齢者本人

だけでなく、そのご家族にとっても大変重要な手続となります。認定結果を待つ時間の不安を少しでも軽減できるよう、町の現状ですとか、それから、課題について本日は確認させていただきました。今後の高齢化を見据えまして、安心して介護サービスにつながる体制づくりについて考える機会になることを期待しまして、次の質問とします。

最後に、移動支援について伺います。

先ほどの町長の答弁では、福祉タクシーについては未利用のチケットが一定数ある。これは多分40%ちょっとぐらい残るような形にはなっていますよね。あと、らくらくタクシーについては相変わらず午前中の予約が多いというような現状があるということです。

福祉タクシーについては新年度から利用上限額を6,000円に引き上げたわけですが、利用者からは迎車料金の負担が大きい、そして、上限額撤廃を望むという声もあるわけです。

睦沢町では新たな制度の見直しとして、来年度から月当たりの利用上限額1万2,000円の規定を廃止するとしました。つまり、限度額が撤廃されるということになります。これは町民からの意見を踏まえた上で行うもので、さらなる利便性の向上に努めていくというものです。

迎車料金につきましては、利用するたびに負担が発生し利用をためらう要因にもなっているというふうに感じます。町としてこうした利用者負担の実態をどのように把握しているのか伺います。また、上限撤廃、迎車料金について改善を検討する考えはないか伺います。

○議長（宗島理仁君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、福祉タクシーの利用者負担の状況については今のところまだ把握はできておりません。ご指摘のとおり、タクシー利用時に発生する迎車料金については、低所得の高齢者の方々にとっては大きな負担になり得ると思います。

福祉タクシー事業につきましては外出機会の確保や生活の質の向上といった観点から重要な施策でありますので、低所得の方が自己負担の大きさを理由に福祉タクシーの利用を控えてしまうということでしたら、何らかの対策を講じていく必要があると考えます。

今後も利用者の方々のニーズの把握に努め、利用者の方々にとって使い勝手のよい外出支援となるよう、らくらくタクシーなど既存の移動支援や、また、地域公共交通と連携しまして利用者の皆様が安心して利用できる移動支援の実現を目指してまいりたいと思います。

また、上限撤廃につきましてはですが、福祉タクシー利用券は外出に困難を抱える、いわゆる交通弱者の方々の移動手段を確保し、社会参加や日常生活の維持を支援することを目的と

して交付しているものでございます。

一方で、本制度は限られた財源の中で、できるだけ多くの対象者に継続的かつ公平にサービスを提供する必要があることから1回当たりの使用額に一定の上限を設けております。仮に上限を撤廃した場合、一部の利用において長距離、高額の利用に偏るおそれがあり、その結果、制度全体としての持続性や公平性の確保が困難となる可能性がございます。

このため、現在の上限設定は、交通弱者の外出機会の確保という本来の目的を踏まえつつ、制度の安定的な運営と公平な利用の観点から設けているものでございます。

今後におきましても、利用実態やニーズの把握に努めながら、必要に応じて制度の在り方について検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） らくらくタクシーについてなんですが、やはり午前中に予約に集中してしまっている。それから、予約が取りにくい状況が続いてしまっているという実態が相変わらず続いています。

いつも定期的に使っている方というのは非常に便利だということで使っておられます。ですから、今予約の取り方がどのようになっているのか、恐らく電話予約になると思うんですが、例えば、使われた方が降りたときに、じゃ、来週のいついつ予約しますよということもあり得るのかなというふうにも思うんです。そういうことがもしあるとすれば、やはり使いたい方がなかなか使えないという状況にもなってきてしまうのではないかなというふうに今考えています。

らくらくタクシー、前回、私も知らない人がいるからもっともっと周知をなささいということで質問をしました。先月、広報しらこに1ページ使って大きく掲載されました。

ところが、そういうふうに町としては周知の改善をする努力というのはしているわけですが、まだまだ知らないという方がいらっしゃいます。というのは、やっぱり周知というのはとても難しくて、高齢者の方は特に町のホームページは見ない、それから、新聞を取っていないから広報しらこも見ないという方が非常に多くいらっしゃいます。などの状況がありますので、今後はやはり広報に載せたからいいよ、ホームページに載せてあるからいいよというのではなくて、やはり何かのときにらくらくタクシーのことを、集まったときに高齢者の方の集まりの場所でも、こういう制度があるから皆さん使ってくださいねということで、やはり直接お話をすることなども大切なんじゃないかなというふうに私は感じています。です

から、そうしたことも含めて、今後は何とか周知の工夫をすべきじゃないかなというふうに考えています。

一宮町では、何度も言いますけれども、運行台数を今増やしています。3台にして、通常は買い物ですとかいろいろな送迎は2台を利用して、1台はあまり使っていないということです。その1台は何に使うんですかと言いましたら、高齢者が各種教室へ参加するときなどの送迎で集中して使いますというふうに言われておりました。そうしたことによって、外に出る機会も増えて、高齢者の方が人と接する機会も増えていくというようなお話をされてきました。

らくらくタクシーをもっともっと気軽に使ってもらって、例えば友達と月1回でも会っておしゃべりをしたいよとか、それからスマイルクラブに月1回参加したりとか、それから各種健康教室に参加したりと、そういったことなどでもっともっと気軽に利用できるようになる、そういうふうにするような町独自の取組を考えていかなければならないと思います。

今、町民の、特に高齢者の実態を見てみますと、先ほど来、地域交通で循環バスじゃないですけども、そういったもののお話も出ておりましたけれども、やはりこうしたところで高齢者が使うのは、やはりドア・ツー・ドア、今のシステムが一番使いやすい、高齢者は使いやすいんじゃないかなというふうに考えています。

町は駅がなくて、そして、バス路線がないという地域もあります。バス路線のない地区に住んでいた方で、この方は夫が運転できなくなって自分だけでは動けなくなってしまって、結局引っ越していってしまいました。移動手段は今後さらに重要になってくるわけです。免許返納者の増加ですとか、高齢化の進行を踏まえて今後の移動支援をどのような方向で進めていくのか、これは町長に伺いたいと思います。

○議長（宗島理仁君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） ただいまの質問にお答えします。

確かに私も高齢者ご夫婦、あるいは独居の方、あるいは免許返納者がこの頃高齢化で多いという話はよく聞きます。そういう方が家に、自宅に引き籠らないでなるべく町が行う健康教室なり、セミナーなり、そういうのにふれあいセンターで使っているようなそういう集まり、そういうのにぜひ参加してもらいたいなとそういうのが片方ではあります。

そのためにも、サポーターと言われる方々が、交通事故は心配なんですけれども送迎をしてくれたり、また社会福祉協議会がそういうものをやったりということで話は聞いていますけれども、今話が出ていますらくらくタクシー、あるいは福祉タクシー、そういうものにつ

きましても、今後の運行状況、また、実態をもう少し把握しまして、それを使いやすさ、また使い良さ、そういうのも求めるものと、今回補正予算で認めていただきました地域公共交通、その拠点をとるあえず回る形の足、要は交通手段を確保するというのが、今後それが検討事項で入っていますので、その計画なり実行するところによって、またちょっとそこも見えていった中で、一つの足として、交通手段として考えていきたいなと思っていますので、その点につきましてはまたご理解、ご協力いただければと思います。

○議長（宗島理仁君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 確かに町長言われたように、今後はいろんな形で交通手段というのは考えていかなければ、やはり高齢化が進んでくる中で、高齢者が本当に置いてけぼりになるというか、車を運転できなくなったらもう本当に何もできなくなる。買物行くにもお店が遠い人は困りますし、本当に外に出られなくなる。ですから、あるスマイルクラブの方が、私は今80歳で運転しているけれども、運転できなくなったら引き籠もりになるというふうに笑いながら言われておりましたけれども、やはり移動できるということは、通院や買い物だけではなくて、人とのつながりですとか、安心した暮らしにもつながるわけです。駅のないこの町において高齢者の移動手段の確保は今後ますます重要になってくると考えます。

利用者の声ですとか利用実態を踏まえながら、誰もが安心して外出できる環境づくりについて、引き続き一生懸命になって検討していただきたいというふうに考えます。

以上をもって、私の質問を終わります。

○議長（宗島理仁君） 以上で、14番市川隆子君の一般質問を終結いたします。

今期定例会に通告されました一般質問は全部終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開は15時50分といたします。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時50分

○議長（宗島理仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の件

○議長（宗島理仁君） お諮りいたします。

お手元に配付した議題を日程に追加し、追加日程第１、発議案第１号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書、追加日程第２、発議案第２号 国における2027年度教育予算拡充に関する意見書を議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第１として発議案第１号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書、追加日程第２として発議案第２号 国における2027年度教育予算拡充に関する意見書を議題とすることに決定いたしました。

◎発議案第１号及び発議案第２号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宗島理仁君） 追加日程第１、発議案第１号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書及び追加日程第２、発議案第２号 国における2027年度教育予算拡充に関する意見書を一括議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

１番大塚貴充君。

○１番（大塚貴充君） それでは、発議案第１号についてご説明申し上げます。

発議案第１号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

令和８年６月５日。

提出者、白子町議会議員、大塚貴充。

賛成者、白子町議会議員、大多和正之、市川隆子、梅澤哲夫、高山隆一、秋葉広行、前田充浩。

白子町議会議長、宗島理仁様。

趣旨といたしまして、本件につきましては、本日の会議冒頭、日程第６において議員各位のご賛同をいただき、採択賜りました請願第１号に伴う発議案であります。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指したものです。様々な条件に影響されることなく、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ一定水準の教育を確保するという国の最も重要な責務を果たすため、必要不可欠な制度であります。学校給食費の無償化を実施し、小学校統合に関する準備を進めている白子町における教育行政も義務教育費国庫負担制度を前提に進められています。

よって、国においては最優先の行政課題として義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めるため、高市内閣総理大臣をはじめ関係大臣に対し本意見書を提出するものであります。

資料として、お手元に意見書案を添付させていただきましたので、ご参照願います。

議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

続いて、発議案第2号についてご説明申し上げます。

発議案第2号 国における2027年度教育予算拡充に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

令和8年6月5日。

提出者、白子町議会議員、大塚貴充。

賛成者、白子町議会議員、大多和正之、市川隆子、梅澤哲夫、高山隆一、秋葉広行、前田充浩。

白子町議会議長、宗島理仁様。

趣旨といたしまして、本件につきましては、本日の会議冒頭、日程第7において議員各位のご賛同をいただき、採択賜りました請願第2号に伴う発議案であります。

子供たちの教育環境の整備を進めるためには、教育関連予算の十分な確保が必要不可欠です。

そこで、安全・安心で個別最適な学びを実現する公立学校施設整備費の充実、GIGAスクール構想を推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えることなど8項目について、高市早苗内閣総理大臣をはじめ関係大臣に対し本意見書を提出するものであります。

資料として、お手元に意見書案を添付させていただきましたので、ご参照願います。

議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 以上で趣旨説明が終了いたしました。

これより発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について質疑を行

います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号 国における2027年度教育予算拡充に関する意見書について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議案第2号 国における2027年度教育予算拡充に関する意見書について、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（宗島理仁君） 以上で、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって令和８年第２回白子町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 ３時５９分